
都城市過疎地域 持続的発展計画

令和3年度～令和7年度

令和3年9月策定
令和4年9月改定
宮崎県都城市

目 次

1	基本的な事項	- 2 -
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	- 13 -
3	産業の振興	- 18 -
4	地域における情報化	- 31 -
5	交通施設の整備、交通手段の確保	- 34 -
6	生活環境の整備	- 43 -
7	子育て環境の確保、高齢者の保健・福祉の向上・増進	- 52 -
8	医療の確保	- 60 -
9	教育の振興	- 64 -
10	集落の整備	- 74 -
11	地域文化の振興	- 78 -
12	再生可能エネルギーの利用の推進	- 84 -
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	- 88 -

はじめに

本計画は、旧高城町及び旧高崎町について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）第３条の規定に基づき過疎地域とみなされたことを受けて、同法第８条第１項の規定に基づき、令和３年９月に定めたものである。

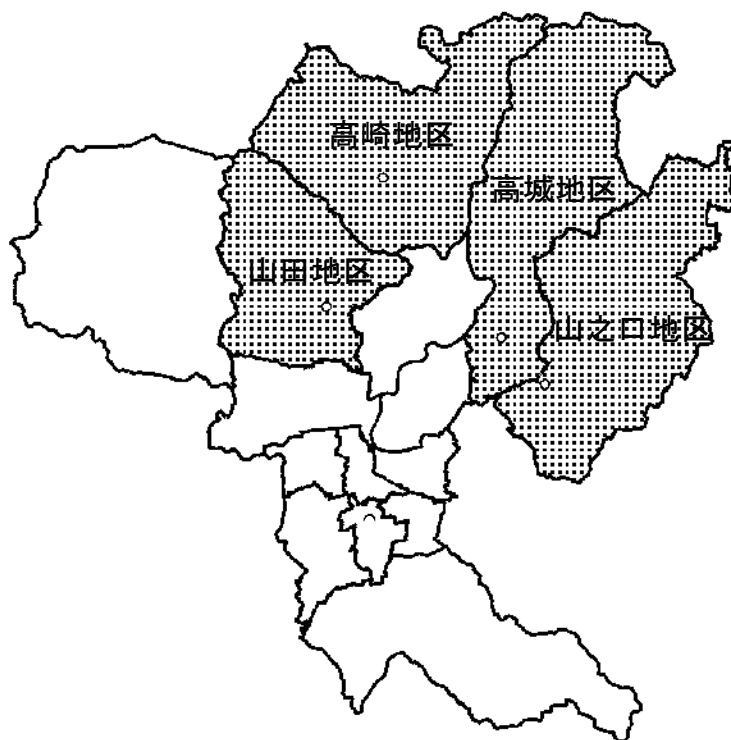
このたび、令和４年４月１日に旧山之口町及び旧山田町についても、令和２年国勢調査の結果を受け、同法第３条の規定に基づき、過疎地域とみなされたことから、同法第８条第１項及び第１０項の規定に基づき、本計画を改定するものである。

旧山之口町、旧高城町、旧山田町及び旧高崎町は、平成１８年に近隣の旧都城市と合併し、新都城市を構成する一地域となった。その区域は、以下のとおりである。

なお、本文中では、以下の文言表現を使用した。

- 合併後の都城市・・・本市
- 旧山之口町、旧高城町、旧山田町、旧高崎町
・・・それぞれ山之口地区、高城地区、山田地区、高崎地区
- 過疎地域（山之口地区、高城地区、山田地区、高崎地区）・・・本地域

都城市における過疎地域



1 基本的な事項

(1) 都城市の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

本市は、宮崎県の南西部にあたり、東に鰐塚山系、北西に高千穂峰を仰ぐ都城盆地の中央に位置し、東西・南北ともに約 36km、面積は 653.36k m²である。

本市の気候は、夏冬や昼夜の温度差が大きく、夜間の冷え込みが厳しい特徴を持つ盆地特有の内陸性気候である。

古くから南九州の交通の要衝であり、鎌倉時代に源頼朝から島津荘地頭職に任命されたこれむねただひさ惟宗忠久が、のちに「島津」と名乗るようになったことから、「島津発祥の地」としても知られている。

明治 4 年には改置府県により都城県が設置され、大正 13 年には都城市として市制を施行した。その後平成に入り、平成 18 年 1 月 1 日に、旧都城市・旧山之口町・旧高城町・旧山田町・旧高崎町の 1 市 4 町が合併し、現在の都城市が誕生した。

経済圏域は、宮崎県西部・県南部、鹿児島県北部にまたがっており、特に宮崎県北諸県郡三股町、鹿児島県曾於市、志布志市とは都城広域定住自立圏を形成し、広域的な取組を行っている。

また、九州縦貫自動車道宮崎線や国道 5 路線をはじめとする幹線道路が整備され、JR 日豊本線・吉都線の 2 本の鉄道が通っている。さらに、国の重要港湾に指定された志布志港・油津港や宮崎空港・鹿児島空港が約 40km 圏内に位置するなど、恵まれた交通条件を持つ。

近年は、本市を起点に志布志市に至る地域高規格道路都城志布志道路の整備が進み、「地の利」を持つまちとしての役割をさらに高めている。

イ 過疎の状況

高崎地区は、昭和 45 年施行の過疎地域対策緊急措置法、昭和 55 年施行の過疎地域振興特別措置法、平成 2 年施行の過疎地域活性化特別措置法、平成 12 年施行の過疎地域自立促進特別措置法及び令和 2 年度末までの同法の期間延長により、過疎地域の指定を受け、過疎から脱却すべく様々な過疎対策事業に積極的に取り組んできた。

この結果、道路の舗装率は、令和 2 年度末現在 90.4%と県内市町村平均と比べて高く、また生活環境面では公共下水道、合併処理浄化槽、消防防災施設等の充実が図られ、社会福祉施設や学校施設、観光施設等の住民の生活基盤整備も進めてきたところである。

また、基幹産業である農業部門では、農道整備事業、かんがい排水事業、農業基盤整備促進事業、畑地かんがい等の各種補助事業を利用し、農村部の生産基盤や近代化施設の整備充実に取り組んできた。

このように各種施策による成果は一応みたものの、若年層の人口流出及び出生率の低下や高齢化の進行、地域経済の停滞等、依然として厳しい状況が続いている。

高城地区は、令和 3 年 4 月 1 日に施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 19 号）の施行により、過疎地域に指定された。また、山之口地区についても、令和 2 年国勢調査の確定値の発表により、新たに令和 4 年 4 月 1 日から過疎地域に指定された。

山田地区は、昭和 45 年から平成 11 年まで過疎地域に指定されていた。その後も経過措置により平成 16 年まで過疎対策事業に取り組んできた。今回、山之口地区と同様に令和 2 年国勢調査の確定値の発表により、令和 4 年 4 月 1 日から過疎地域に再度指定されることとなった。

いずれの地区においても、人口減少や少子高齢化により多くの課題が表面化すると考えられ、集落を維持するための仕組みや体制づくりを強化し、持続的な発展を図る必要がある。

表 1-1 過疎地域自立促進計画事業費の推移（高崎地区）

（単位：百万円）

年度	事業費	財源内訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	内過疎債	その他 一般財源
H27	1,248	129	70	366	342	683
H28	842	57	36	144	137	605
H29	1,020	70	45	63	52	842
H30	754	53	36	30	22	635
R 1	1,327	72	53	26	13	1,176
R 2	708	67	48	80	27	513
計	5,899	448	288	709	593	4,454

出典：都城市地域振興部高崎総合支所地域生活課

ウ 社会経済的発展の方向の概要

山之口地区の産業構造は、農業を中心とした第1次産業の就業人口比率は低く、第3次産業の就業人口比率が高くなっているものの、産業の中心は農業で、畜産を主軸に水稻、野菜などをつくる複合型経営が主流である。

また、古くから交通の要衝として栄え、現在も地区の北東部から南西部にかけて、JR日豊本線が走り、山之口、青井岳の2駅があるほか、宮崎自動車道のスマートインターチェンジも整備されており、交通の条件に恵まれている。今後は、令和9年開催予定の宮崎国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会に向けて、県陸上競技場等が山之口運動公園に整備される予定である。あわせて山之口駅及び周辺整備も計画しているため、良好なアクセス環境を活かし、スポーツ合宿の誘致を図るとともに、青井岳自然公園やあじさい公園、道の駅山之口、弥五郎どん交流活性化センター（弥五郎どんの館）、山之口麓文弥節人形浄瑠璃資料館などの既存の地域資源も有効活用しながら、観光の振興を図る必要がある。

高城地区の産業構造は、農業を中心とした第1次産業の就業人口比率が低いものの、日本有数の食糧供給基地としての機能を持っており、農畜産業と結びついた食品関連をはじめとする企業の集積が見られる。また、5つの工業団地を有し、運輸・通信業や卸売・小売業の企業も多いことから、第3次産業の就業人口比率が高くなっている。

今後は、新たな工業団地の完成も控えており、若年層の移住・定住につながるような魅力ある企業の誘致を図ることが重要である。

また、県内有数の桜の名所である高城観音池公園、旧後藤家商家交流資料館、観音瀬等や、スポーツキャンプ誘致の中核となる高城運動公園及び屋内競技場、クラブハウスが整備されており、これらの地域資源を効果的に活用し、観光の振興を図る必要がある。

山田地区の産業構造は、就業構造上で常に3割を超える第2次産業の製造業に関して、金属、縫製、食品などの企業が進出し、地元雇用につながっているものの、新たな企業進出は厳しい状況にある。一方で、福祉などの企業進出もあり、今後、地の利である優良な温泉を活用した福祉系事業の創出などの可能性は広がる。

高崎地区の産業構造は、第1次産業の就業人口比率の中でも特に畜産の占める割合が高いことから、畜産関連加工処理産業の誘致を進めた結果、本社を高崎地区に移転した企業もある。また、縫製工場等の誘致で、第2次産業の発展も図られたが、新たな企業進出は厳しい状況にあり、今後は社会経済情勢の変化に応じた企業の誘致を図る必要がある。

本地域の南部には九州縦貫自動車道宮崎線の都城インターチェンジがあり、高速道路を利用すると、宮崎空港・鹿児島空港まで約1時間、福岡市や大分市まで約3時間30分でアクセスできる等、交通条件に恵まれている。今後、都城インターチェンジと志布志港を結ぶ都城志布志道路の全線開通により、「地の利」を活かした産業の拠点づくりや観光面における経済的な効果が図られ、地域活性化につながることが期待される。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移

国勢調査による人口の推移をみると、昭和 50 年代後半から 60 年代の横ばい状態から年々減少しており、令和 2 年には 160,640 人にまで減少している（表 1－2）。

年齢別人口の推移をみると、0 歳～14 歳の年少人口は平成 2 年の 35,053 人から令和 2 年には 22,179 人と、30 年間で約 36.7%と大幅に減少している。また、15 歳～64 歳の生産年齢人口は、平成 2 年の 110,807 人から令和 2 年の 86,299 人と約 22.1%の減少となっており、少子化や若年層の転出による影響が如実に表れている。

一方、65 歳以上の老年人口は、平成 2 年の 26,720 人から令和 2 年には約 1.9 倍の 50,665 人となっており、高齢化が早いペースで進行していることがうかがえる。

今後の人口の見通しについては、当面は高齢化の進行と同時に人口減少が加速することとは否めず、人口全体としては間もなく 16 万人を割り込む見通しである（表 1－3）。65 歳以上の老年人口は 30%以上の高い水準で推移する一方、年少人口は 10%半ばにとどまり、生産年齢人口は令和 7 年以降約 53%前後で推移すると考えられる。しかしながら、令和 37 年以降は生産年齢人口の割合が上昇に転じるなど、人口減少は緩やかになっていくと見込まれる。

表 1-2 人口の推移

【都城市】

区 分	S55	H2		H17		H27	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数(c)	人	人	%	人	%	人	%
	172,625	172,593	0.0	170,955	△ 0.9	165,029	△ 3.5
0 歳～14 歳	39,849	35,053	△12.0	25,089	△28.4	23,235	△ 7.4
15 歳～64 歳	113,406	110,807	△ 2.3	103,715	△ 6.4	93,495	△ 9.9
うち 15～29 歳(a)	34,507	28,067	△18.7	27,097	△ 3.5	21,743	△19.8
65 歳以上(b)	19,398	26,720	37.7	41,960	57.0	47,626	13.5
若年者比(a)/(c)	20.0	16.3	－	15.9	－	13.2	－
高齢者比(b)/(c)	11.2	15.5	－	24.5	－	28.9	－

区 分	R2	
	実数	増減率
総 数(c)	人	%
	160,640	△2.7
0 歳～14 歳	22,179	△4.5
15 歳～64 歳	86,299	△7.7
うち 15～29 歳(a)	19,809	△8.9
65 歳以上(b)	50,665	6.4
若年者比(a)/(c)	12.3	－
高齢者比(b)/(c)	31.5	－

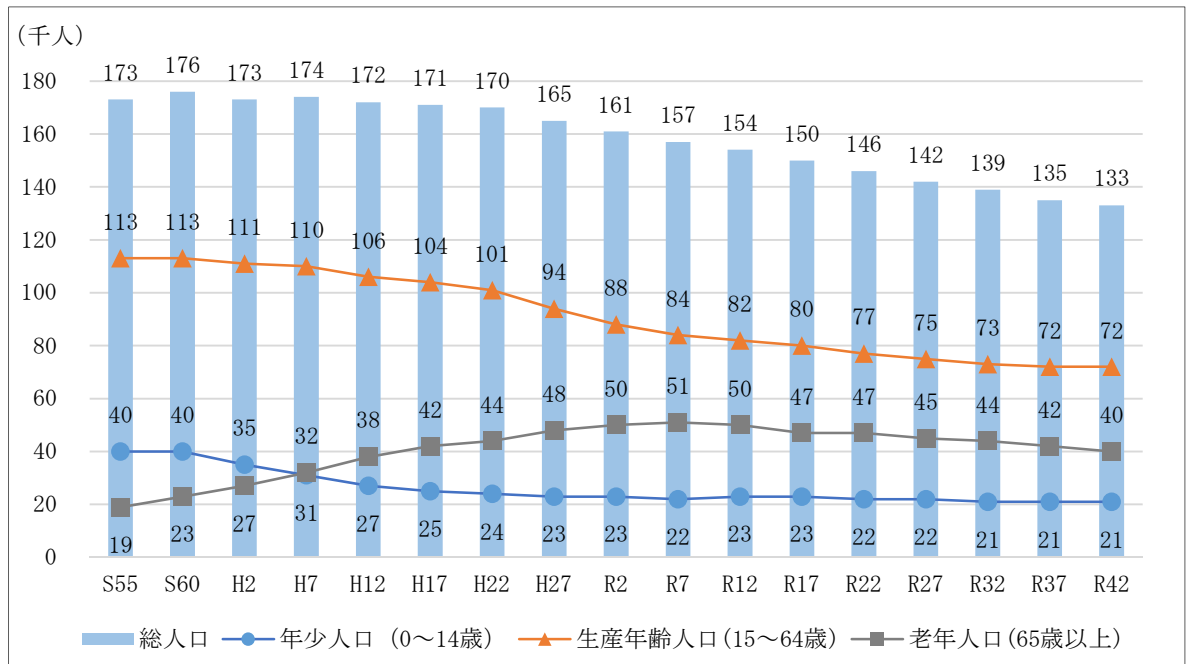
【 4 地区合算】

区 分	S55	H2		H17		H27	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数(c)	人	人	%	人	%	人	%
	43,646	42,440	△ 2.8	37,893	△10.7	32,765	△13.5
0 歳～14 歳	9,633	8,578	△11.0	5,018	△41.5	3,910	△22.1
15 歳～64 歳	28,354	26,139	△ 7.8	21,617	△17.3	17,035	△21.2
うち 15 歳～29 歳(a)	8,168	5,823	△28.7	5,276	△ 9.4	3,354	△36.4
65 歳以上(b)	5,659	7,722	36.5	11,243	45.6	11,818	5.1
若年者比(a)/(c)	18.7	13.7	－	13.9	－	10.2	－
高齢者比(b)/(c)	13.0	18.2	－	29.7	－	36.1	－

区 分	R2	
	実数	増減率
総 数(c)	人	%
	30,285	△ 7.6
0 歳～14 歳	3,474	△11.2
15 歳～64 歳	14,377	△15.6
うち 15～29 歳(a)	2,797	△16.6
65 歳以上(b)	12,403	5.0
若年者比(a)/(c)	9.2	－
高齢者比(b)/(c)	41.0	－

出典：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

表 1-3 都城市の将来人口推計（独自推計）



出典：第2期都城市まち・ひと・しごと創生総合戦略
 ※R2以降は推計値

イ 産業の動向

本市は、農業を中心として発展し、南九州の食糧供給基地としての役割を果たしてきたが、経済情勢の変化等に伴う第1次産業と他産業の所得格差の増大等により、第1次産業の就業人口の低下が著しくなっている。

地区別にみると、山之口地区における第1次産業の就業人口比率は、昭和55年の30.6%から平成27年には14.1%と16.5ポイント減少し、平成27年の第3次産業の就業人口比率は58.3%と、第1次産業の14.1%の4倍以上となっている（表1-4）。

高城地区における第1次産業の就業人口比率は、昭和55年の41.9%から平成27年には17.3%と24.6ポイント減少し、平成27年の第3次産業の就業人口比率は55.0%と、第1次産業の17.3%の3倍以上となっている（表1-4）。

山田地区における第1次産業の就業人口比率は、昭和55年の44.4%から平成27年は18.4%と26ポイント減少し、平成27年の第3次産業の就業人口比率は52.4%と、第1次産業の18.4%の約2.8倍となっている（表1-4）。

高崎地区における第1次産業の就業人口比率は、昭和55年の50.3%から平成27年は28.1%と22.2ポイント減少し、平成27年の第3次産業の就業人口比率は47.5%と、第1次産業の28.1%の約1.7倍となっている（表1-4）。

表 1-4 産業別人口の動向

【山之口地区】

区 分		S55	H2		H17		H27	
		実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数		人	人	%	人	%	人	%
		4,018	3,716	△7.5	3,421	△7.9	2,885	△15.7
第1次	就業人口比率(%)	30.6	23.0	△30.6	16.1	△35.6	14.1	△26.0
	人口(人)	1,231	854		550		407	
第2次	就業人口比率(%)	35.0	37.2	△1.8	29.7	△26.4	27.6	△21.8
	人口(人)	1,407	1,382		1,017		795	
第3次	就業人口比率(%)	34.4	39.8	7.2	54.2	25.3	58.3	△9.2
	人口(人)	1,380	1,480		1,854		1,683	

【高城地区】

区 分		S55	H2		H17		H27	
		実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数		人	人	%	人	%	人	%
		7,018	6,547	△6.9	6,058	△7.5	4,872	△19.6
第1次	就業人口比率(%)	41.9	31.7	△29.7	21.4	△36.1	17.3	△34.9
	人口(人)	2,942	2,067		1,297		844	
第2次	就業人口比率(%)	25.2	30.3	12.0	30.5	△9.0	27.7	△26.9
	人口(人)	1,768	1,980		1,848		1,350	
第3次	就業人口比率(%)	32.9	38.0	7.7	48.1	17.2	55.0	△8.1
	人口(人)	2308	2,485		2,913		2,678	

【山田地区】

区 分		S55	H2		H17		H27	
		実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数		人	人	%	人	%	人	%
		4,797	4,482	△6.6	4,148	△7.5	3,427	△17.4
第1次	就業人口比率(%)	44.4	35.2	△26.0	22.3	△41.3	18.4	△31.9
	人口(人)	2,130	1,577		925		630	
第2次	就業人口比率(%)	26.2	31.3	12.0	31.1	△8.2	29.2	△22.3
	人口(人)	1,255	1,405		1,290		1,002	
第3次	就業人口比率(%)	29.4	33.5	6.2	46.6	28.9	52.4	△7.1
	人口(人)	1,412	1,500		1,933		1,795	

【高崎地区】

区 分		S55	H2		H17		H27	
		実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数		人	人	%	人	%	人	%
		7,125	6,631	△6.9	5,581	△15.8	4,511	△19.2
第1次	就業人口比率(%)	50.3	42.0	△22.2	30.7	△38.4	28.1	△26.0
	人口(人)	3,581	2,786		1,716		1,269	
第2次	就業人口比率(%)	22.6	27.4	12.9	27.7	△14.7	24.4	△28.9
	人口(人)	1,607	1,814		1,547		1,100	
第3次	就業人口比率(%)	27.2	30.6	4.9	41.5	14.1	47.5	△7.6
	人口(人)	1,937	2,031		2,318		2,142	

出典：国勢調査（各年10月1日現在）

変更箇所

(3) 行財政の状況

ア 行政の状況

平成 18 年 1 月に、旧都城市・旧山之口町・旧高城町・旧山田町・旧高崎町が合併し誕生した本市は、合併によるスケールメリットを活かした職員数の削減や事務事業の効率化によるコスト削減、財政の健全化等に主眼を置いた行財政改革を進めてきた。

また、平成 30 年 3 月に「市民の笑顔が広がる 南九州のリーディングシティ」を都市目標像とする「第 2 次都城市総合計画」を策定した。

この中では、「市民が主役のまち」、「ゆたかな心が育つまち」、「地の利を活かしたまち」、「賑わいのあるまち」、「緑あふれるまち」の 5 つを目指すまちの姿に掲げ、市民はもちろんまちづくり協議会や民間事業者、NPO 法人等と連携しながら市の発展に取り組んでいる。

イ 財政の状況

本市の令和 2 年度の財政状況は、財政力指数が 0.550、実質公債費比率は 4.9%、経常収支比率は 95.7%となっている。

今後は、地方交付税制度や国・県補助金等の見直しが進む中、社会保障給付をはじめとする行政需要の増大等により、財政状況は一層厳しくなることが予想される。また、地方分権の進展に伴い、住民に身近な社会資本の整備や、地域福祉施策の充実等、重要政策課題に係る財政需要がますます増大するものと考えられる。

表 1-5 市町村財政の状況

(単位：千円)

区分	H22	H27	R 2
歳入総額 A	75,076,877	82,556,768	127,012,522
一般財源	43,160,756	43,546,674	41,707,216
国庫支出金	9,843,296	11,576,375	35,212,226
都道府県支出金	5,953,493	5,774,488	9,496,090
地方債	7,038,443	6,427,301	6,294,603
(うち過疎債)	(0)	(342,600)	(26,900)
その他	9,080,889	15,231,930	34,302,387
歳出総額 B	72,567,852	80,842,982	123,637,033
義務的経費	37,281,191	38,973,067	42,535,390
投資的経費	11,219,539	8,446,933	12,751,969
(うち普通建設事業)	(8,875,490)	(8,326,257)	(12,206,037)
その他	24,067,122	33,422,982	68,349,674
過疎対策事業費	758,744	1,247,864	707,706
歳入歳出差引額 C (A-B)	2,509,025	1,713,786	3,375,489
翌年度へ繰越すべき財源 D	1,377,296	421,645	1,907,670
実質収支 C-D	1,131,729	1,292,141	1,467,819
財政力指数	0.498	0.504	0.550
公債費負担比率	19.5	17.3	12.1
実質公債費比率	11.2	5.5	4.9
起債制限比率	11.0	-	-
経常収支比率	85.7	86.5	95.7
将来負担比率	36.6	-	-
地方債現在高	78,267,544	77,541,987	70,501,450

出典：都城市総合政策部財政課

表 1-6 本市の主要公共施設等の整備状況

区分	S55	H2	H12	H22	R 2
市町村道					
改良率(%)	22.3	31.1	37.3	42.0	63.0
舗装率(%)	55.5	67.8	75.4	78.2	90.0
耕地1ha当たり農道延長(m)	－	－	－	44.0	47.2
林野1ha当たり林道延長(m)	2.3	2.5	2.6	2.7	2.7
水道普及率(%)	89.4	92.7	97.8	97.8	96.8
水洗化率(%)	－	－	－	35.9	41.8
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	－	27.0	26.0	24.7	24.2

出典：国勢調査、宮崎県統計年鑑、統計からみた都城、宮崎農林水産統計年報、林内路網統計、医療施設調査、都城市農政部農村整備課、都城市上下水道局総務課、都城市上下水道局下水道課

(4) 地域の持続的発展の基本方針

山之口地区の特性としては、北に青井岳、東に東岳がそびえ立ち、山々からは豊かな水が注がれる美しい自然と豊かな風土、脈々と伝承されてきた個性あふれる文化がある。今後は、山之口運動公園や山之口駅の周辺整備により生まれる新たな地域資源を元来の地域資源とうまく結びつけながら、地の利を活かして観光交流や地域情報の発信を行い、地区全体の賑わいの創出を図ることで、誇りと活力ある地域づくりを進める。

高城地区の特性としては、のどかな田園風景・山並み、豊かな自然及び人情味あふれる風俗・習慣等がある。近年の自然志向、ゆとり・くつろぎを重視する都市住民のニーズに対応するため、高城地区の特性を活かしながら、住民を中心とした地域づくりを推進し、活力に満ちた豊かで創造的な地域社会を構築するとともに、暮らしを支える地域生活拠点を維持し、周辺集落と交通ネットワーク等で結ぶ公共交通の利便性を向上させる。

山田地区の特性としては、豊かな自然や景観、伝統と歴史、文化・風俗・習慣等があり、昔ながらの農村の原風景を大切にしながらの営みがある。

一方では、他地区よりも就業構造の転換が早いペースで進み、社会経済情勢の変化にあわせて地区の在り方全般が変革されつつあるが、農林畜産業等の第1次産業を基幹産業として維持しつつ、時代の変革に即応できる持続可能な地域づくりを進める。

高崎地区の特性としては、大都市にはない日本一美しい星空、のどかな田園風景・山並み、豊かな生産を生む広大な自然及び人情味あふれる文化・伝統等がある。

今後は、社会経済情勢の変化にあわせ、移住・定住の推進や交流人口の拡大を図るとともに、農林畜産業等の振興を図りながら、新たな潮流や先進的技術の活用による雇用の場を創出することで持続可能な地域づくりを進める。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展の基本方針に基づき、計画期間内に達成すべき計画全般に関わる基本目標を、次のとおり定める。

ア 人口に関する目標

市全体

項 目	基準値	目標値
市の総人口	160,640 人 (令和 2 年)	157,000 人 (令和 7 年)
合計特殊出生率	1.77 (令和元年)	1.96 (令和 7 年)

地域別

項 目	基準値	目標値
山之口地区の人口	5,817 人 (令和 2 年)	5,500 人以上 (令和 7 年)
高城地区の人口	9,789 人 (令和 2 年)	9,200 人以上 (令和 7 年)
山田地区の人口	6,531 人 (令和 2 年)	6,100 人以上 (令和 7 年)
高崎地区の人口	8,148 人 (令和 2 年)	7,500 人以上 (令和 7 年)

※平成 7 年から令和 2 年の人口減少率と同一の比率を用いて算出したもの

イ 財政力に関する目標

項 目	基準値	目標値
一般会計の地方債残高	705.0 億円 (令和 2 年度)	699.9 億円以下 (令和 7 年度)

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価に関しては、毎年、産学官等の外部有識者で構成する「都城市総合計画総合戦略検討検証委員会」及び庁内推進組織「都城市地方創生推進本部（庁議）」において、事業の効果検証及び目標の達成状況进行评估する。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画等との整合

本計画に掲げる公共施設等の整備や維持・管理等は、都城市公共施設等総合管理計画における方針との整合性を図りながら、必要な事業を適正に実施していく。

今後、人口構成の変化や厳しい財政状況、施設の老朽化と建替時期の集中等、公共施設を取り巻く現状と課題を踏まえ、公共施設等の安全・安心を確保し、市民に必要なサービスを、適切かつ持続可能な形で提供することを目指すべき姿として、既存ストックの縮減・長寿命化・有効活用により維持更新費用の縮減を図ることで、公共施設を適正な形で持続する。

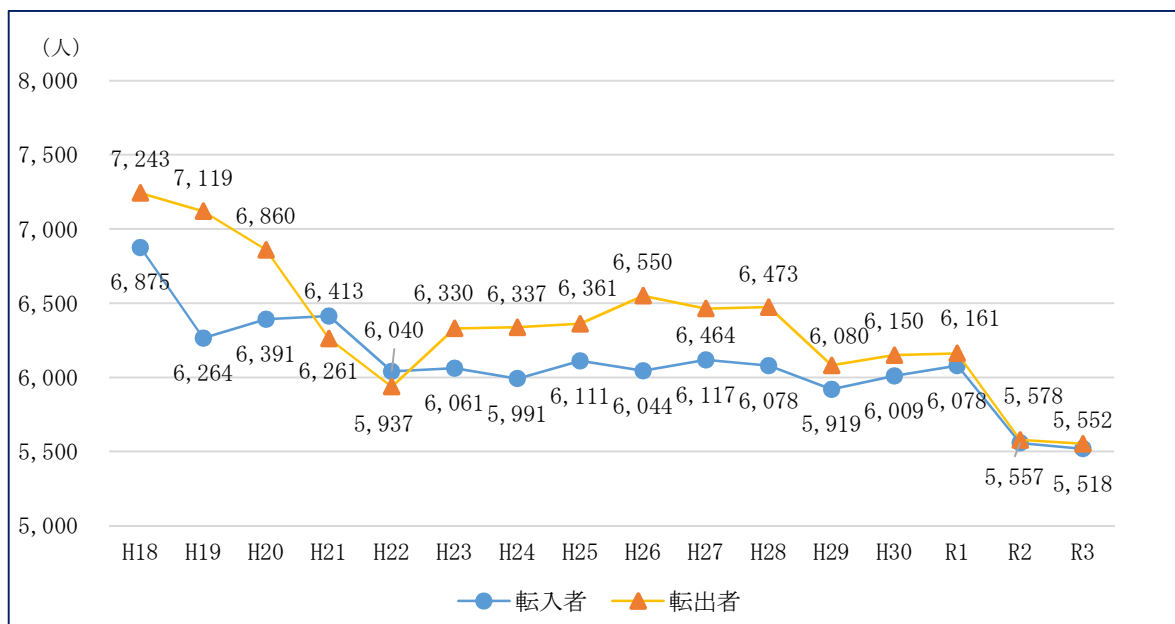
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住の促進

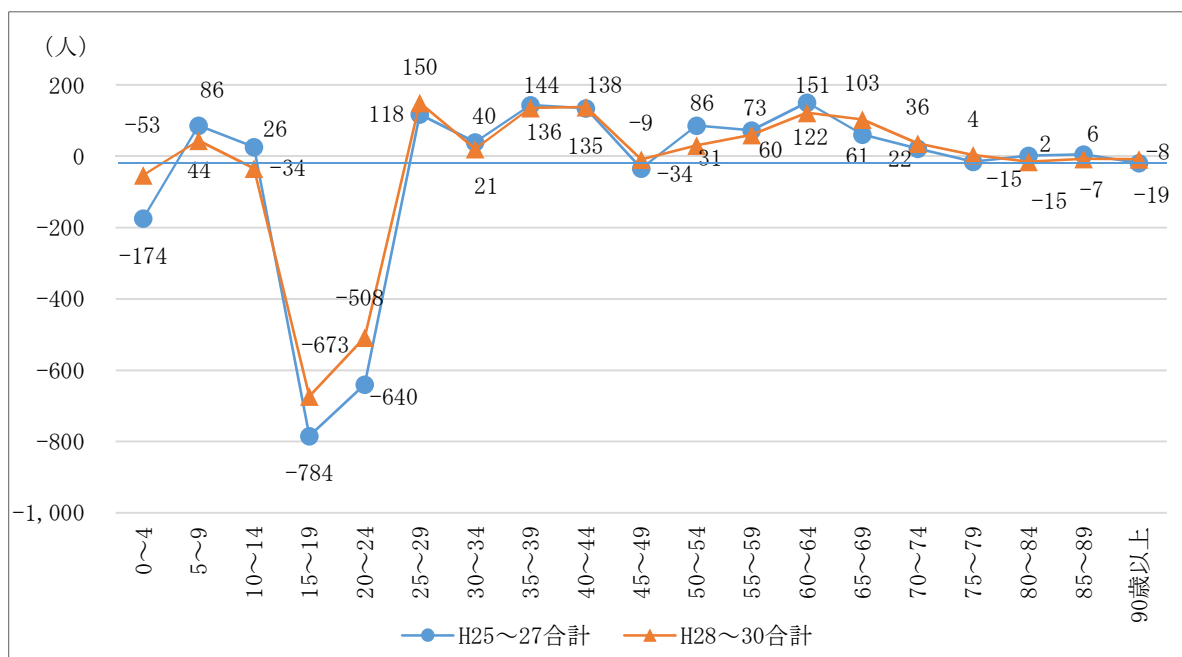
- ・本市の転出・転入者数の推移をみると、全体的に転出超過の傾向にあるが、平成 29 年以降は転出と転入の差が縮まりつつある（図 2－1）。
- ・年齢別の転出状況をみると、15 歳から 24 歳で大きく転出超過となっており、福岡県や東京都等といった都市部への人口流出が続いている状況である（図 2－2）。
- ・平成 28 年から平成 30 年までの 3 年間は、平成 25 年から平成 27 年までの 3 年間と比較すると、15 歳から 24 歳の転出超過が減少しており、人口減少対策の一定の効果が見られる。
- ・若い世代を中心にした地方移住への関心の高まりや、コロナ禍によるテレワークの普及等、社会の変化を捉え、地方移住の動きを後押しする必要がある。
- ・企業等とのパートナーシップを強化し、移住支援と就職支援をセットにして提供することで、雇用拡大による UIJ ターンを促進する必要がある。
- ・若者の地元定着を図るため、行政、企業、高等学校等が連携して人材を確保するとともに、地元企業に関する情報を提供し、就職活動を支援する必要がある。

図 2-1 本市の転出入者数の推移



出典：都城市総務部情報政策課「宮崎県現住人口調査」

図 2-2 年齢別社会増減 (H25～27、H28～30)



出典：第2期都城市まち・ひと・しごと創生総合戦略

イ 地域間交流の促進

- ・本地域には、豊かな自然と素晴らしい景観、肥沃な大地、伝統文化等、都会にはない地域資源が豊富であり、これらの地域資源を都市部に居住する人々に提供し、体験する機会を設けることにより、関係人口として本地域の活性化に携わり、将来的な移住者の拡大等に寄与することが期待される。
- ・今後は、地域内に存在する施設を活用したツーリズムや地域資源を活かした体験型プログラムの提供等により、地域外の住民が地域に関わる継続的な機会を設ける必要がある。

ウ 地域社会の担い手となる人材の育成

- ・山之口地区には、6つの地域館及び31の自治公民館があり、まちづくり協議会、各種民主団体によるイベント等の活動が行われている。また、麓小学校児童の校外活動において、山之口麓文弥節人形浄瑠璃の伝承活動に取り組んでいる。
- ・高城地区には、21の自治公民館があり、まちづくり協議会、自治公民館、地域組織育成連絡協議会等の地域団体、NPO法人高城歴史文化のまちづくりフォーラムが存在し、ふれあい健康づくり大会や「雛の宿」商家のひなまつり等様々な取組が実施されている。
- ・山田地区には、35の自治公民館があり、まちづくり協議会、自治公民館連絡協議会、体育協会や文化協会等、数多くの民主団体により「かかし村まつり」等の地域活動が活発に行われている。
- ・高崎地区には、6つの地域館及び43の自治公民館があり、体育協会や文化協会等、数多くの民主団体により地域活動やイベント等の地域活動が行われている。
- ・いずれの地区においても、少子高齢化や人口減少の進展により、地域社会の担い手不足や、コミュニティの弱体化等の問題が顕在化している。
- ・地域住民一人ひとりが地域の担い手として積極的に参画するとともに、まちづくり協議会や自治公民館、NPO法人等の多様な主体と行政が課題解決に協働して取り組み、長期的な視点に立って地域の人材を育成する必要がある。

(2) その対策

ア 移住・定住の促進

- ・移住希望者のニーズに合ったまち・ひと・しごと・住まいの情報を一元化し、市ホームページや市公式LINE等、多様な手段を活用して多くの移住希望者に発信する。
- ・都市圏における移住相談会やオンラインを活用した移住セミナー等を実施する。
- ・関係機関と連携しながら、移住希望者のサポート体制を整備し、きめ細やかに対応する。
- ・地元企業とのパートナーシップ強化や無料職業紹介事業の実施等により、移住支援と就職支援をセットにした人材誘致を積極的に推進する。
- ・地元企業の採用活動を支援し、事業者や金融機関と連携しながら、UIJ ターン人材の確保を図る。
- ・高校生等に地元企業に関する情報を提供し、地元で働きたい就職希望者を支援する。

イ 地域間交流の促進

- ・フットパス¹などの取組などを通じて、都市部の住民とつながりをつくり、交流人口、関係人口²を創出・拡大することで、本市の活性化や将来的な移住者の増加を図る。

ウ 地域社会の担い手となる人材の育成

- ・自治公民館をはじめとする各種団体と連携強化を図り、その運営を支援する。
- ・都城市自治公民館連絡協議会や団体・企業と連携を図りながら、地域を支える自治公民館の活動やその役割の重要性を周知し、自治公民館への加入促進に取り組む。
- ・まちづくり協議会が地域課題を解決し、地域の将来の夢を実現できるよう、運営及び自主自立に向けた支援を行う。
- ・市民公益活動団体の事業力強化に寄与する情報の提供や団体同士の連携のほか、協働の推進を図る中間支援体制の充実に取り組む。

¹ フットパス：田園地帯や街並みなど地域に昔からある風景を楽しみながら歩くこと

² 関係人口：移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々。

(3) 計画

ア 山之口地区

事業計画（令和4年度～7年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域 間交流の促進、人 材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	移住・定住推進事業	市	

イ 高城地区

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域 間交流の促進、人 材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	移住・定住推進事業	市	

ウ 山田地区

事業計画（令和4年度～7年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域 間交流の促進、人 材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	移住・定住推進事業	市	

エ 高崎地区

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域 間交流の促進、人 材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住	移住・定住推進事業	市	
	地域間交流	中山間地域対策モデル事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

- ・地域コミュニティ施設等は、行政サービスの効率的・効果的な提供、防災機能、市民ニーズ、利用者数などの観点を総合的に勘案しながら、必要に応じて計画的な修繕・改修を行う。また、将来的な建て替えの際は、地域の人口等の状況を踏まえて適正な面積にし、周

辺施設との複合化・多機能化の可能性を検討する。さらに、地域で運営することにより、地域とより密接な連携が図れると考えられる場合は、地域活動を行う団体等への運営移管等、運営体制の見直しを検討する。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

- ・ 本地域の農家人口及び農家戸数は、大幅に減少している。(表 3-1)
- ・ 農業経営規模の拡大により 5.0ha 以上の農家戸数は平成 22 年度まで増加していたが、それ以降は減少に転じている。また、小中規模農家戸数は、減少が著しい(表 3-2)。
- ・ 農業生産基盤の整備に関しては、水田の基盤整備率は山之口地区で 90.0%、高城地区で 91.0%、山田地区は 90.2%、高崎地区で 87.9%となっている。
- ・ 畑の整備率は、山之口地区で 49.6%、高城地区で 69.7%、山田地区で 90.9%、高崎地区で 12.5%となっている。
- ・ 高齢化や後継者不足により農業従事者が減少し、耕作放棄地面積は増加している。
- ・ 担い手を確保し、農業の生産基盤を維持していくため、デジタル技術を活用したスマート農業の活用などにより、農作業の省力化や効率化を図ることが重要となる。
- ・ 有害鳥獣による農作物等への全体の被害額は、電気柵設置助成や侵入防止柵の設置による防護対策と有害鳥獣捕獲班による捕獲活動により平成 27 年度をピークに減少傾向であるが、獣種別の被害では、イノシシによる被害が増加傾向にあるため、今後もさらなる有害鳥獣被害対策に取り組む必要がある。
- ・ 農業の持続的な発展を図るため、認定農業者等の担い手の育成、農業者の所得向上、安全・安心な農産物の生産、農業生産基盤の整備を進める必要がある。

表 3-1 農家人口及び農家戸数の推移

(単位:人・戸)

区 分		H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
山之口	農家人口	3,065	2,721	2,472	1,869	939	606	423
	農家戸数	841	750	726	643	568	426	367
高城	農家人口	6,692	5,750	5,111	4,005	2,020	1,364	919
	農家戸数	1,804	1,617	1,499	1,319	1,140	881	689
山田	農家人口	5,126	4,481	3,977	3,438	1,695	1,098	766
	農家戸数	1,348	1,232	1,136	1,106	933	738	599
高崎	農家人口	7,904	7,095	6,158	5,133	3,065	2,144	1,429
	農家戸数	2,075	1,966	1,773	1,609	1,487	1,237	954

出典：農林業センサス

※農林業センサスの調査項目変更により、H2～H17の農家人口は総農家の世帯員数、H22及びH27の農家人口は販売農家の世帯員数、R2の農家人口は、個人経営体の世帯員数を計上している。

表 3-2 経営規模別農家数の推移

(単位: 戸)

区 分		総数	0.3ha 未満	0.3ha 以上 ～ 0.5ha 未満	0.5ha 以上 ～ 1.0ha 未満	1.0ha 以上 ～ 1.5ha 未満	1.5ha 以上 ～ 2.0ha 未満	2.0ha 以上 ～ 3.0ha 未満	3.0ha 以上 ～ 5.0ha 未満	5.0ha 以上
H12	山之口	428	3	118	148	80	28	19	16	16
	高城	1,064	23	207	360	203	106	79	61	25
	山田	775	12	153	270	153	65	62	37	23
	高崎	1,345	26	223	379	269	170	165	88	46
H17	山之口	349	3	77	126	72	24	18	13	16
	高城	846	14	172	246	174	76	80	54	34
	山田	675	15	149	237	117	51	53	28	25
	高崎	1,112	31	187	283	202	126	152	93	38
H22	山之口	306	5	72	113	44	25	15	16	16
	高城	653	11	124	196	110	62	58	47	45
	山田	547	10	141	168	87	45	39	25	32
	高崎	1,003	29	179	231	179	126	117	91	51
H27	山之口	212	2	32	91	22	20	14	15	15
	高城	477	19	83	115	74	48	61	36	41
	山田	396	10	113	114	50	31	21	23	34
	高崎	783	23	144	182	129	95	95	64	51
R2	山之口	167	9	30	51	18	12	15	14	18
	高城	358	9	63	96	43	40	37	28	42
	山田	311	10	86	94	36	23	17	16	29
	高崎	591	34	114	136	88	48	65	59	47

出典：農林業センサス

イ 畜産

- ・本市は、畜産部門を中心に全国有数の農業産出額を誇り、令和元、2年市町村別農業産出額（推計）で全国1位、部門別でも豚と肉用牛が全国1位となっている。
- ・また、平成29年に開催された全国和牛能力共進会宮城大会では、本市の牛が出品された肉牛の部で内閣総理大臣賞を受賞し、宮崎牛が3大会連続して日本一を獲得している。
- ・「農業産出額（畜産部門）日本一」を堅持するために、全国に誇る肉用牛生産地の維持と収益性の高い生産基盤の維持、強化を図る必要がある。
- ・国内外の厳しい産地間競争や担い手農業者の高齢化を背景として、経営体数が減少傾向にあるものの、若手の農業者による規模拡大等の取組により、家畜飼養頭数の減少抑制に努めている（表3-3）。
- ・今後は、農業後継者の確保と大規模専業農家の育成に努めるとともに、効率的な畜産経営を行い、生産性向上を図る必要がある。
- ・家畜飼養部門と飼料作付・収穫部門を切り分けた分業制及び受委託作業体系を確立するとともに、大型農業機械の導入を図ることにより作業体系を効率化し、生産体制を強化する必要がある。
- ・家畜排せつ物の適切な処理に努めるとともに、各種伝染病等の侵入を防止するため、積極的に家畜防疫対策に取り組む必要がある。

表 3-3 家畜飼養頭数

（単位：経営体、頭、羽）

経営体 年度		乳用牛		肉用牛		豚		採卵鶏・種鶏		ブロイラー	
		経営 体数	飼養 頭数	経営 体数	飼養 頭数	経営 体数	飼養 頭数	経営 体数	飼養 頭数	経営 体数	飼養 頭数
市全体	H17	216	8,575	2,578	62,700	158	285,444	27	418,000	111	7,924,000
	H22	188	7,737	2,002	64,262	105	313,439	18	550,100	100	7,242,000
	H27	134	8,038	1,561	59,082	101	369,347	20	568,650	140	7,549,680
	R2	110	7,430	1,182	59,921	71	356,883	24	696,930	133	8,221,500
山之口	H17	16	681	125	2,992	4	57,600	1	37,000	1	57,000
	H22	16	614	103	4,065	1	1,700	1	100	2	74,000
	H27	12	570	87	3,345	3	36,271	1	39,000	3	77,000
	R2	10	552	54	3,305	2	27,758	1	39,400	3	61,800
高城	H17	22	703	410	7,710	25	13,145	-	-	14	1,451,000
	H22	18	728	298	6,404	12	7,008	2	300	11	1,223,900
	H27	13	439	267	9,707	25	86,473	1	350	29	1,376,500
	R2	11	807	178	10,217	22	86,716	1	330	20	1,657,500
山田	H17	15	583	230	2,951	22	11,056	2	19,000	9	1,446,100
	H22	12	425	161	3,029	16	12,474	1	41,000	8	522,400
	H27	9	370	146	3,640	26	34,209	2	19,000	11	430,300
	R2	5	419	86	3,566	15	29,394	2	15,500	10	440,600
高崎	H17	19	806	557	13,370	40	25,099	6	180,300	40	1,935,000
	H22	13	462	465	14,541	29	18,599	6	60,200	36	1,891,800
	H27	11	877	299	12,903	25	23,170	7	292,100	48	1,991,500
	R2	9	770	296	13,346	26	43,498	7	296,700	44	2,068,100

出典：都城市農政部畜産課

ウ 林業

- ・ 民有林面積は、山之口地区が 1,550ha、高城地区が 1,432ha、山田地区が 2,439ha、高崎地区が 2,773ha である。
- ・ 昭和 20 年代後半から 40 年代にかけて、国土の緑化運動として拡大造林（スギ、ヒノキ等の針葉樹の植栽）が進められた結果、多くの民有林が伐採期を迎えている。
- ・ 林業経営環境の悪化や過疎化・高齢化の進行等により、間伐等の適切な管理がなされずに森林が荒廃し、水源のかん養や国土保全等の公益的かつ多面的な機能が十分に発揮されない森林が増加している。
- ・ 森林が持つ機能を持続的に発揮するため、地域と一体となって、間伐の促進等、適切に管理する必要がある。
- ・ 安定的な木材供給を実施し、木材産地の確立を図るとともに、林業従事者の雇用機会の拡大に取り組む必要がある。
- ・ 森林作業道等の整備や高性能林業機械の活用により、集約化やコスト低減を図り、持続可能な森林経営を目指すことが求められる。
- ・ 原木しいたけ等の特用林産物については、生産基盤の強化に取り組むとともに、生産性向上を図る必要がある。

エ 企業立地の推進・雇用の確保

- ・ 山之口地区では、製造業を中心とした立地企業が操業している。
- ・ 高城地区では、都城インターチェンジ至近の地理的条件を活かし、工業団地の整備を進め、製造業、流通業、卸売業を中心とした立地企業が操業している。
- ・ 山田地区では、谷頭地区、大堀原地区に製造業を中心とした立地企業が操業している。
- ・ 高崎地区では、製造業を中心とした立地企業が操業している。
- ・ 若者の定住や生産年齢人口を確保するための雇用の場の確保策として、今後も企業立地を積極的に進める必要がある。

オ 商業

- ・ 消費者のライフスタイルの変化や郊外型大型店舗の増加、さらには、商店主の高齢化や後継者不足等本地域内の商業を取り巻く環境は厳しい状況にある。
- ・ 今後は、商工会及び商業者等と連携を図りながら、各地域の中心商店街の存続に向けたまちづくりの取組を推進していく必要がある。
- ・ 買い物に不便を感じている高齢者が増えているため、安否確認を兼ねた支援対策が必要である。

力 観光

- ・山之口地区には、山之口運動公園があり、令和9年の国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催に向け、県陸上競技場（第1種）、第3種陸上競技場及び投てき練習場等を整備予定である。
- ・また、豊かな自然と個性的な伝統文化、史跡とめぐり会うことができる麓文弥節人形浄瑠璃資料館や弥五郎どんの館のほか、あじさいの名所であるあじさい公園がある。
- ・高城地区には、高城運動公園があり、公園内の各種スポーツ施設をプロスポーツチームなどが合宿で利用している。
- ・また、高城観音池公園は、桜の名所として広く県内外に知られており、観音池まつりをはじめ焼肉カーニバル等の各種イベントが開催されている。
- ・そのほか、体験・滞在型の余暇施設である健康増進センターや、グラススキー・スライダーが楽しめるいきいきふれあいランド、歴史や文化に気軽に触れることができる高城郷土資料館や旧後藤家商家交流資料館などがある。
- ・山田地区には、一堂ヶ丘公園があり、桜、梅、桃、もみじなどが植栽され、展望台からは都城盆地が一望できる。周囲には流れるプールや多目的広場、パークゴルフ場が整備されており、隣接する活性化センター「かかし館」には宿泊施設もあることから、各種スポーツ少年団の合宿等で利用されている。
- ・また、温泉施設である山田総合交流ターミナル「かかしの里ゆぼっぱ」は、家族風呂を備えており、市民の健康増進に加え、観光湯としての人気も高い。
- ・高崎地区には、高崎総合公園があり、レジャー施設による活用のほかスポーツ合宿・キャンプに利用されている。また、公園内にはパークゴルフ場、RV パークたかざきがあり、家族連れや高齢者が利用している。
- ・その他、星のまちを象徴するたちばな天文台があり、全国から天体ファンが訪れている。
- ・近年の新型コロナの影響により、いずれの施設も利用者が大幅に落ち込んでおり、コロナ禍に対応した利用者増の対応が必要である。
- ・拠点スポーツ施設を活用して、プロスポーツのキャンプ誘致や大規模イベントの開催などを通じて市外からの集客を図り、地域経済の活性化を図る必要がある。
- ・地域ならではの資源を活かした価値のある体験等を磨き上げ、付加価値を高めていくとともにその魅力を効果的に発信する必要がある。
- ・豊かな自然を求める観光志向に加え、ワーケーションに代表される多様なワークスタイルが拡大していることから、体験・滞在型の観光の推進を図るとともに、地区を訪れた人が再び訪れたい、住んでみたいという気持ちになるための環境整備が必要である。

(2) その対策

ア 農業

- ・ 農業者の理解を得ながら、国県等の補助事業を活用した土地基盤整備事業を実施するとともに、畑地かんがい施設等の整備を図り、高効率営農体制の確立を推進する。
- ・ 経験や習熟の必要な農作業にデジタル技術を導入し、農業者の負担となっている作業の省力化・効率化を図る。
- ・ 耕作放棄地の解消と農地中間管理事業を活用した、担い手への農地集積・集約化を推進する。また、農作業の受委託を促進するとともに、農業経営の効率化、安定化のために集落営農及び生産組織の育成を図る。
- ・ 認定農業者協議会等の組織強化と農業後継者グループの活動を促進し、農業生産意欲の高揚と連帯意識の醸成に努める。
- ・ 農作物の鳥獣被害の軽減に向けて、地域一体となった被害対策や有害鳥獣捕獲の促進を図る。
- ・ 米の需要動向を考慮しながら、安全・安心のニーズに応える環境保全型農法や水田を効率的に活用した特色ある農業の展開を図る。
- ・ 施設園芸の農家を中心に高品質の生産に努め、産地化の形成を目指す。
- ・ 地産地消の推進と食育・食農教育の啓発に努める。
- ・ 生産から加工、販売まで一体的に行う 6 次産業化の取組を積極的に支援し、農林畜産物の付加価値を高め、稼げる農業を目指す。

イ 畜産

- ・ 全国に誇る肉用牛生産地の維持と併せて畜産物のブランド化や差別化を進め、国内外の知名度向上と販売戦略の構築を図る。
- ・ 優良系統雌牛の導入により、地域の繁殖基盤を整備するとともに、市場評価と農家の所得向上に努める。
- ・ 飼料価格高騰や遊休農地の解消のために、耕種農家と連携し農地集約を進め、飼料作物の作付けを促進する。
- ・ 自給飼料の増産を目指すためにコントラクター組織の育成や TMR センターの整備により、自給飼料生産の分業化を推進する。
- ・ 地域と調和した資源型畜産を推進するために、地域ぐるみで畜産環境保全対策に取り組む体制の整備や、良質堆肥作り及び利用促進を図る。
- ・ 家畜伝染病等を未然に防止するため、地域一体となった防疫体制を確立する。

ウ 林業

- ・ 良質材を生産するために、造林から伐採までの計画的な施業を推進する。また、伐採跡地の確実な更新を推進し、森林が持つ多面的機能の維持に努める。
- ・ 林業の生産性の向上を図るため、森林作業道等の路網を年次計画的に整備し、既設の林道の適正な維持管理に努める。
- ・ しいたけ等特用林産物の生産拡大と産地化、生産組織の育成強化を図る。
- ・ 新規就労者に対する支援を図る。

エ 企業立地の推進・雇用の確保

- ・立地環境及び地域の人材や技術等の情報発信を行うとともに、企業立地奨励制度等の活用により、製造業や物流関連企業の積極的な企業立地を推進し、雇用創出に努める。
- ・職業教育（キャリア教育）や高校生等を対象にした企業巡見に取り組み、地元企業の適切な情報提供やハローワーク等との連携により「地元で働きたい」就職希望者を支援する。
- ・都城広域定住自立圏の構成市町と連携し、定住の促進に必要となる雇用の場の確保に向けて、地元企業とのパートナーシップを強化する。

オ 商業

- ・商工会等と連携した事業承継の推進を図り、廃業等を抑制する。
- ・商工会等と連携して、住民が利用しやすいまちづくりを地域一体となって進める。
- ・商工会の育成に努め、消費者ニーズの把握により、各地域の中心商店街での販売意識の高揚に努める。
- ・買い物困難者等に対するコミュニティビジネス支援事業（宅配事業）の一層の充実を図り、地域コミュニティ機能の維持に努める。
- ・地域の商店街を市民生活維持に必要な社会資本と位置付け、商工団体や地域住民と連携しながら、維持・存続に向けた取組を進める。

カ 観光

山之口地区

- ・山之口運動公園の整備と連動した地域振興及び地域生活拠点におけるにぎわいや利便性向上のために、山之口駅及びその周辺において広場や道路整備を図る。
- ・豊かな自然と個性的な伝統文化、史跡とめぐり会えることができる麓文弥節人形浄瑠璃資料館や弥五郎どんの館のほか、あじさいの名所であるあじさい公園を活用した観光の促進に努める。

高城地区

- ・高城運動公園内の各種スポーツ施設を利用したプロスポーツチームや学生・社会人等の合宿誘致を積極的に推進する。
- ・高城観音池公園内の健康増進センターや、いきいきふれあいランド等の利用促進を図る。
- ・高城郷土資料館や旧後藤家商家交流資料館などの地域資源を活用した観光商品の開発に努める。

山田地区

- ・一堂ヶ丘公園内の活性化センター「かかし館」や山田運動公園内の各種スポーツ施設を、スポーツ少年団などの合宿等での利用促進を図る。
- ・山田総合交流ターミナル「かかしの里ゆぽぽ」等の利用促進を図る。

高崎地区

- ・ 高崎総合運動公園内の各種スポーツ施設を利用したプロスポーツチームや学生・社会人等の合宿誘致を積極的に推進する。
- ・ 高崎総合公園内のパークゴルフ場、RV パークたかざき等の利用促進を図る。
- ・ たちばな天文台を活用し、学校教育や社会教育と連携した取組を推進する。

(3) 計画

ア 山之口地区

事業計画（令和４年度～７年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
２ 産業の振興	(1) 基盤整備事業 農 業	県営畑地帯総合整備事業 県営ため池等整備事業（用排水・土砂崩壊） 市単独農地整備事業（農地整備関連） 農業水路等長寿命化・防災減災事業 農業基盤整備促進事業	県 県 市 市 市	
	(9) 観光又はレクリエーション	公園維持管理費 温泉施設等管理運営事業	市 市	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第１次産業	土地改良適正化事業補助金 畜産経営改善奨励事業 畜産振興対策関係事務費 多面的機能支払交付金 再造林推進事業 広葉樹等植栽事業 鳥獣保護区等周辺被害防止事業	市 市 市 市 市 市 市	
	商工業・６次産業化	商工業振興費（商店街活性化支援事業費補助金） 商工会広域連携事業 コミュニティビジネス支援事業 小規模経営改善普及事業 道の駅山之口管理運営費	市 市 市 市 市	
	観 光	観光諸費（青井岳の森ふれあい交流事業費補助金） あじさい公園維持管理費 桝安森林公園維持管理費 人形の館管理費 弥五郎どんの館管理費 公園維持管理費 温泉施設等管理運営事業 山之口弥五郎どん祭り開催費補助金 ※地域の活力向上を目的として実施している もので、地域活性化及び地域資源のPRに 資するものであり、当該事業による施策の 効果は将来に及ぶ。	市 市 市 市 市 市 市 市	
		山之口どんどん祭り開催費補助金 ※地域の活力向上を目的として実施している もので、地域活性化及び地域資源のPRに 資するものであり、当該事業による施策の 効果は将来に及ぶ。	市	
	(11) その他	農政事務費 林業後継者育成対策事業 有害鳥獣捕獲総合対策事業 木材加工センター管理費 畜産センター維持管理費	市 市 市 市 市	

イ 高城地区

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業 主体	備考
２ 産業の振興	(1) 基盤整備事業 農 業	県営畑地帯総合整備事業 市単独農地整備事業（農地整備関連） 防災重点ため池整備事業 農業水路等長寿命化・防災減災事業 農業基盤整備促進事業	県 市 県 市 市	
	(9) 観光又はレクリエーション	公園維持管理費 温泉施設等管理運営事業 高城運動公園駐車場整備事業	市 市 市	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第１次産業	土地改良適正化事業補助金 畜産経営改善奨励事業 畜産振興対策関係事務費 多面的機能支払交付金 再造林推進事業 広葉樹等植栽事業 鳥獣保護区等周辺被害防止事業	市 市 市 市 市 市 市	
	商工業・６次産業化	商工業振興費（商店街活性化支援事業費補助金） 商工会広域連携事業 コミュニティビジネス支援事業 小規模経営改善普及事業 高城商工施設維持管理事業	市 市 市 市 市	
	観 光	観光諸費（高城観光協会補助金） 観音池公園管理運営費 公園維持管理費 温泉施設等管理運営事業 農村婦人の家管理費 高城観音池まつり開催費補助金 ※地域の活力向上を目的として実施している もので、地域活性化及び地域資源のＰＲに 資するものであり、当該事業による施策の 効果は将来に及ぶ。 さくらフェスタ高城開催費補助金 ※地域の活力向上を目的として実施している もので、地域活性化及び地域資源のＰＲに 資するものであり、当該事業による施策の 効果は将来に及ぶ。	市 市 市 市 市 市 市 市	
	(11) その他	農政事務費 林業後継者育成対策事業 有害鳥獣捕獲総合対策事業	市 市 市	

ウ 山田地区

事業計画（令和4年度～7年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備事業 農 業	県営畑地帯総合整備事業 市単独農地整備事業（農地整備関連） 県営ため池等整備事業（用排水・土砂崩壊） 農業水路等長寿命化・防災減災事業 農業基盤整備促進事業	県 市 市 市 市	
	(9) 観光又はレクリエーション	公園維持管理費 温泉施設等管理運営事業 長牟田公園トイレ設置事業	市 市 市	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業	土地改良適正化事業補助金 畜産経営改善奨励事業 畜産振興対策関係事務費 多面的機能支払交付金 再造林推進事業 広葉樹等植栽事業 鳥獣保護区等周辺被害防止事業	市 市 市 市 市 市 市	
	商工業・6次産業化	商工業振興費 経営改善普及事業 商工会広域連携事業 コミュニティビジネス支援事業	市 市 市 市	
	観 光	公園維持管理費 温泉施設等管理運営事業 農村婦人の家管理費	市 市 市	
	(11) その他	農政事務費 林業後継者育成対策事業 有害鳥獣捕獲総合対策事業 健康の館委託費 農村婦人の家管理費 山田農業振興施設管理費 四方面山維持管理費 稲妻山維持管理費	市 市 市 市 市 市 市 市	

エ 高崎地区

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業 主体	備考
２ 産業の振興	(1) 基盤整備事業 農 業	県営畑地帯総合整備事業 市単独農地整備事業（農地整備関連） 県営ため池等整備事業（用排水・土砂崩壊） 農業水路等長寿命化・防災減災事業 農業基盤整備促進事業	県 市 県 市 市	
	(4) 地場産業の振興 加工施設	高崎農産加工センター管理費	市	
	(9) 観光又はレクリエーション	公園維持管理費 温泉施設等管理運営事業	市 市	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第１次産業	土地改良適正化事業補助金 畜産経営改善奨励事業 畜産奨励対策事業 畜産振興対策関係事務費 多面的機能支払交付金 再造林推進事業 広葉樹等植栽事業 鳥獣保護区等周辺被害防止事業	市 市 市 市 市 市 市 市	
	商工業・６次産業化	商工業振興費 経営改善普及事業 商工会広域連携事業 コミュニティビジネス支援事業 高崎農産加工センター管理費 高崎秋まつり開催費補助金 ※商業の振興を目的として実施しているもので、地域経済の活性化に資するものであり、当該事業による施策の効果は将来に及ぶ。	市 市 市 市 市 市 市	
	観 光	公園維持管理費 温泉施設等管理運営事業	市 市	
	その他	どろんこバレー実行委員会補助金 ※交流人口の拡大を目的として実施しているもので、地域資源のPRに資するものであり、当該事業による施策の効果は将来に及ぶ。	市	
	(11) その他	農政事務費 林業後継者育成対策事業 有害鳥獣捕獲総合対策事業 農村活性化支援センター維持管理費 縄瀬地区活性化センター維持管理費 木場城公園維持管理費 鉢ヶ峰公園維持管理費 岩瀬ダム広場維持管理費 九州自然歩道維持管理費	市 市 市 市 市 市 市 市	

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域及び同区域において振興すべき業種は、下記のとおりとする。

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
過疎地域全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

(2) の【その対策】及び(3) の【計画】に同じ。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

- ・体育・レクリエーション施設及び公園施設は、地域住民の健康や体力増進、住民同士の交流の場としての役割、防災機能、市民ニーズ、利用者数などの観点を総合的に勘案し、必要に応じて計画的な修繕・改修を行う。また、将来的な建て替えの際は、利用者数等を踏まえて適正な面積にし、周辺施設との複合化・集約化の可能性を検討する。
- ・農林水産業施設は、行政サービスの効率的・効果的な提供、安心・安全な農林畜産物の提供や、農業体験並びに農産物の加工等ができる施設の役割、市民ニーズ、利用者数などの観点を総合的に勘案し、必要に応じて計画的な修繕・改修を行う。また、将来的な建て替えの際は、利用者数等を踏まえて適正な面積にし、周辺施設との複合化・多機能化、民間移譲、他施設での代替、廃止の可能性を検討する。
- ・商工・観光施設は、施設の利用促進を図りながら、その役割を総合的に勘案し、必要に応じて適宜点検や修繕による施設の維持管理を行う。また、将来的な建て替えの際は、利用者数等の状況を踏まえて適正な面積にし、周辺施設との複合化・多機能化、民間移譲、他施設への移転等の可能性を検討する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

ア 情報通信基盤の整備

- ・本地域では、平成 11 年 1 月に策定した旧都城市や周辺の自治体を含む 1 市 7 町を対象区域とした都城圏域テレトピア計画の策定を皮切りに、民間企業の同軸ケーブルによる CATV 網の整備を核とした情報通信基盤の整備を推進してきた。
- ・平成 12 年度には、一部地域で CATV 網の利用が可能となり、その後、山之口地区は平成 16 年度、高城地区は平成 17～18 年度、山田地区は平成 16～17 年度、高崎地区は平成 17 年度のエリア拡大事業により、全ての地区で CATV の利用が可能となった。
- ・現在は、市の支援を受けた民間企業により、さらに高速で落雷等の影響を受けにくい光ファイバの整備を令和 3 年度末までに行った。これにより、高城地区の一部でのみ利用可能であった光ファイバ網が、本地域全域に拡大され、高速なインターネット環境や高画質なケーブルテレビの視聴等が可能となった。
- ・今後も、市民の誰もが様々な分野において ICT³を活用できる、安全な情報通信基盤を維持・整備していく必要がある。

イ デジタルデバйд対策

- ・行政手続のオンライン化等、社会全体のデジタル化が進められる中、デジタル技術を使いこなせる市民と、そうではない市民の「デジタル格差」が生じている。
- ・誰もがデジタル化の恩恵を享受できる社会を実現することは極めて重要であり、令和 4 年 6 月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」においても、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」が掲げられた。
- ・今後、社会のデジタル化が急速に進む中で、各地域の実情を踏まえつつ、助けを必要とする人に、十分な支援が行き渡るようにすることが急務である。

³ ICT：情報通信技術の総称（Information and Communications Technology）

(2) その対策

ア 情報通信基盤の整備

- ・高度情報通信ネットワーク社会への円滑な移行を図るため、住民に迅速・的確に災害情報や行政情報等を伝達できるデジタル情報通信システムについて検討する。
- ・情報通信技術の進展を見極めながら、情報通信環境整備に努める。

イ デジタルデバйд対策

- ・共助の考え方に基づき、産学官が連携してスマートフォンやキャッシュレス決済の活用等をはじめとしたデジタル技術の活用支援を進めることで、地域全体のデジタル化を推進する。
- ・地域の高齢者等が集う場に地域おこし協力隊を派遣し、デジタル技術活用に係る個別相談を実施することで、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を実現する。

(3) 計画

ア 山之口地区

事業計画（令和４年度～７年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
３ 地域における情報化	(２) 過疎地域持続的発展特別事業 デジタル技術活用	デジタル化推進事業	市	

イ 高城地区

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
３ 地域における情報化	(２) 過疎地域持続的発展特別事業 デジタル技術活用	デジタル化推進事業	市	

ウ 山田地区

事業計画（令和４年度～７年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
３ 地域における情報化	(２) 過疎地域持続的発展特別事業 デジタル技術活用	デジタル化推進事業	市	

エ 高崎地区

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
３ 地域における情報化	(２) 過疎地域持続的発展特別事業 デジタル技術活用	デジタル化推進事業	市	

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路

① 国・県道

- ・山之口地区の道路は、国道 269 号が地区のほぼ中央部を縦断し、3 路線の県道があり、いずれも、ほぼ改良が済んでいるが、歩道について一部未整備区間があるため、通勤通学等に支障を来している。
- ・高城地区の道路は、国道 10 号が南北に縦断し、5 路線の県道があり、いずれも、ほぼ改良が済んでいるが、経年劣化による舗装の傷みや、豪雨や台風による倒木等で公共土木災害が多く発生している状況である。
- ・山田地区の道路は、5 路線の県道があり、ほぼ改良が済んでいるが、経年劣化による舗装の傷みや、豪雨や台風による倒木等で公共土木災害が多く発生している状況である。歩道の整備、拡幅工事等を進めているが、未改良箇所については、幅員も狭小で、通勤通学等に支障を来している。
- ・高崎地区の道路は、国道 221 号が地区のほぼ中央部を横断し、4 路線の県道があり、いずれも、歩道の整備、拡幅工事等を進めているが、未改良箇所については、幅員も狭小で、通勤通学等に支障を来している。
- ・本地域の国・県道は、幹線道路として通勤通学や商工業関連車両の往来等に重要な路線であるため、国及び県に対して適切な維持管理を要望していく必要がある。

② 市道

- ・山之口地区の市道は、474 路線（213,015m）である。補助事業や起債事業により整備を進め、舗装率は 84.1%となっているが、改良率は 59.5%であり、計画的な道路改良に取り組む必要がある。
- ・高城地区の市道は、836 路線（355,843m）である。辺地対策事業債や補助事業により整備を進め、舗装率は 93.9%となっているが、改良率は 58.1%であり、計画的な道路改良に取り組む必要がある。
- ・山田地区の市道は、484 路線（254,910m）である。辺地対策事業債や補助事業により整備を進め、舗装率は 97.7%となっているが、改良率は 70.5%であり、計画的な道路改良に取り組む必要がある。
- ・高崎地区の市道は、508 路線（339,007m）である。過疎対策事業債や補助事業により整備を進め、舗装率は 94.1%と高くなってきたが、改良率は 58.8%であり、計画的な道路改良に取り組む必要がある。
- ・昭和 40 年代後半から 50 年代にかけて実施した舗装は、耐用年数を大きく超過しており、老朽化による路面の損傷が著しく、維持補修が急務であることから、今後、維持補修と併せて歩道等の交通安全施設の整備を計画的に進める必要がある。

③ 農林道

- ・山之口地区の農道は、397 路線（70,960m）であり、うち舗装済延長は 26,933mと総延長の 38.0%となっている。
- ・高城地区の農道は、303 路線（70,107m）であり、うち舗装済延長は 35,761mと総延長の 51.0%となっている。
- ・山田地区の農道は、633 路線（125,799m）であり、うち舗装済延長は 61,949mと総延長の 49.2%となっている。

- ・高崎地区の農道は、856 路線（244,970m）であり、うち舗装済延長は 131,792m と総延長の 53.8% となっている。
- ・農道は、農業生産のみならず、生活関連道としても大きな役割を果たしており、住民からの要望を踏まえ、地域の実状に応じた整備に取り組む必要がある。
- ・林道及び森林作業道等は、森林の適正管理、効率的な林業経営等に大きな役割を果たしており、今後も森林資源の経済的・公益的機能の拡大のために、整備を計画的に進める必要がある。

イ 交通手段の確保

- ・山之口地区では、幹線交通として JR 日豊本線、路線バスが運行している。また、路線バスが運行していない周辺地域と地区中心部を結ぶ乗合タクシーが運行している。
- ・高城地区では、幹線交通として、高速バス、路線バスが運行している。また、路線バスが運行していない周辺地域と地区中心部を結ぶコミュニティバスが運行している。
- ・山田地区では、幹線交通として JR 吉都線、路線バスが運行している。また、路線バスが運行していない周辺地域と地区中心部を結ぶ乗合タクシーが運行している。
- ・高崎地区では、幹線交通として JR 吉都線、路線バスが運行している。また、路線バスが運行していない周辺地域と地区中心部を結ぶ乗合タクシーが運行している。
- ・これらの公共交通は、通学、通院、買い物等の移動手段として欠かすことのできない生活交通となっているが、マイカーの普及や高齢者ドライバーの増加等により利用者は減少傾向にある。
- ・公共交通を将来にわたって維持していくためには、幹線・支線に基づく運行形態の転換や効率化による運行経費の削減、利用しやすい乗り場環境の整備等を進める必要がある。

(2) その対策

ア 道路

- ・国・県道は、産業、経済活動の動脈として最も重要であるため、適切な維持管理を関係機関に働きかける。
- ・市道は、道路改良、維持補修、歩道の整備を計画的に行い、道路の安全性、利便性の向上に努めるとともに、適切に維持管理する。
- ・国・県の補助事業を活用し、ほ場整備と併せて農道の整備を進める。
- ・育林等、森林の適正な管理を図るため、林道の整備を進める。

イ 交通手段の確保

山之口地区

- ・幹線交通である路線バスは、運行経路の見直しや乗り場環境の整備を進め、利便性の向上、利用促進を図る。
- ・路線バスと乗合タクシーとの連携強化を図り、利用促進を図る。
- ・路線バスの利用促進及び高齢者の移動手段の確保のために、都城市敬老特別乗車券の活用を促進する。
- ・JR 日豊本線の沿線市町及び JR 九州と連携して、JR 日豊本線の利用促進を図る。

高城地区

- ・幹線交通である路線バスは、運行経路の見直しや乗り場環境の整備を進め、利便性の向上、利用促進を図る。
- ・バスの遅延情報なども含めた運行情報を発信するバスロケーションシステムにより、利便性の向上、利用促進を図る。
- ・路線バスとコミュニティバスとの連携強化を図り、利用促進を図る。
- ・路線バスの利用促進及び高齢者の移動手段の確保のために、都城市敬老特別乗車券の活用を促進する。

山田地区

- ・幹線交通である路線バスは、運行経路の見直しや乗り場環境の整備を進め、利便性の向上、利用促進を図る。
- ・バスの遅延情報なども含めた運行情報を発信するバスロケーションシステムにより、利便性の向上、利用促進を図る。
- ・利用者数の伸びが鈍化している乗合タクシーについて、事業の啓発と利用促進を図るため、沿線利用者へアンケートや面談で意見聴取を行い、利用者の利便性の向上を図りながら地元と一体となって地域交通のツールとして最大限活用できるよう運行の効率化を図る。
- ・路線バスと乗合タクシーとの連携強化を図り、利用促進を図る。
- ・路線バスの利用促進及び高齢者の移動手段の確保のために、都城市敬老特別乗車券の活用を促進する。
- ・JR 吉都線の沿線市町及び JR 九州と連携して、JR 吉都線の利用促進を図る。

高崎地区

- ・ 幹線交通である路線バスは、運行経路の見直しや乗り場環境の整備を進め、利便性の向上、利用促進を図る。
- ・ バスの遅延情報なども含めた運行情報を発信するバスロケーションシステムにより、利便性の向上、利用促進を図る。
- ・ 利用者数が大きく減少している乗合タクシーについて、予約場所や運行順等が自動表示されるオンデマンド交通システムによる予約制乗合タクシーの運行の効率化を図るとともに地域住民への周知により利用を促進する。また、路線バスとの乗り継ぎや乗降場所の確保など利便性向上に努める。
- ・ 路線バスの利用促進及び高齢者の移動手段の確保のために、都城市敬老特別乗車券の利活用を促進する。
- ・ JR 吉都線の沿線市町及び JR 九州と連携して、JR 吉都線の利用促進を図る。

(3) 計画

ア 山之口地区

事業計画（令和4年度～7年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道 道 路	生活関連道路緊急整備事業 臨時地方道整備事業 道路橋りょう総務費 道路補修費 道路維持補修管理費 街路整備事業（一般分） 交通安全対策特別交付金事業 防災・安全交付金事業 道路施設適正管理推進事業 橋りょう長寿命化修繕事業 通学路防護柵緊急設置事業	市 市 市 市 市 市 市 市 市 市	
	(2) 農 道	県単独土地改良事業（農道整備） 市単独農道整備事業（農道改良） 農業基盤整備促進事業	市 市 市	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	地域交通路線維持費 バス運行対策費	市 市	
	(10) その他	境界査定事業 林道維持管理事業 農村整備事務費	市 市 市	

イ 高城地区

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道 道 路	道路維持補修費（電源立地地域対策交付金事業） 生活関連道路緊急整備事業 臨時地方道整備事業 道路橋りょう総務費 道路補修費 道路維持補修管理費 街路整備事業（一般分） 交通安全対策特別交付金事業 防災・安全交付金事業 道路施設適正管理推進事業 橋りょう長寿命化修繕事業 通学路防護柵緊急設置事業	市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市	
	(2) 農 道	県単独土地改良事業（農道整備） 市単独農道整備事業（農道改良） 農業基盤整備促進事業	市 市 市	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	地域交通路線維持費 バス運行対策費	市 市	
	(10) その他	境界査定事業 林道維持管理事業 農村整備事務費	市 市 市	

ウ 山田地区

事業計画（令和4年度～7年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道 道 路	生活関連道路緊急整備事業 臨時地方道整備事業 道路橋りょう総務費 道路補修費 道路維持補修管理費 街路整備事業（一般分） 交通安全対策特別交付金事業 防災・安全交付金事業 道路施設適正管理推進事業 橋りょう長寿命化修繕事業 通学路防護柵緊急設置事業	市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市	
	(2) 農 道	県単独土地改良事業（農道整備） 市単独農道整備事業（農道改良） 農業基盤整備促進事業	市 市 市	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	地域交通路線維持費 バス運行対策費	市 市	
	(10) その他	境界査定事業 林道維持管理事業 農村整備事務費	市 市 市	

工 高崎地区

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道 道 路	道路維持補修費（電源立地地域対策交付金事業） 生活関連道路緊急整備事業 臨時地方道整備事業 道路橋りょう総務費 道路補修費 道路維持補修管理費 街路整備事業（一般分） 交通安全対策特別交付金事業 防災・安全交付金事業 道路施設適正管理推進事業 橋りょう長寿命化修繕事業 通学路防護柵緊急設置事業	市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市	
	(2) 農 道	県単独土地改良事業（農道整備） 市単独農道整備事業（農道改良） 農業基盤整備促進事業	市 市 市	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通	地域交通路線維持費 バス運行対策費	市 市	
	(10) その他	境界査定事業 林道維持管理事業 農村整備事務費	市 市 市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

- ・市道は、生活基盤施設として不可欠なものであり、総量の縮減は困難であることから、予防的・計画的な修繕を行うことにより、コスト縮減、平準化を図る。また、道路の現状を把握した上で、交通量、緊急性、公共性、ネットワークとの整合等を勘案し、立地適正化計画等に基づき、整備・維持管理を行う。
- ・農道は、計画的な補修等による延命化を図りながら事業費の抑制と平準化に努めるとともに、改良・更新に当たっては、将来の需要を考慮した効率的な整備を行う。
- ・林道は、定期的なパトロールと年度ごとの修繕による維持管理を行うとともに、計画的な補修等による延命化を図りながら事業費の抑制と平準化に努め、改良・更新に当たっては、将来の需要を考慮した効率的な整備を行う。
- ・橋りょうは、定期点検結果を踏まえ、現状の劣化状況等を把握した上で、修繕優先順位を見直すとともに、橋りょう長寿命化修繕計画に基づき維持管理を行う。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 上下水道

- ・山之口地区の水道事業は、簡易水道 6 事業及び飲料水供給施設 1 施設で運営している。
- ・高城地区の水道事業は、上水道 1 事業と、簡易水道 2 事業及び飲料水供給施設 2 施設で運営している。
- ・山田地区の水道事業は、上水道 1 事業と、簡易水道 4 事業で運営している。
- ・高崎地区の水道事業は、上水道事業のみで運営している。
- ・これらの水道事業は、給水区域内人口の減少に伴い、水需要も減少し、施設規模の適正化が課題となっている。
- ・管路及び施設の老朽化も進行しているため、施設の統廃合整備を含む計画的な更新を実施し、強靱で持続可能な水道システムを構築する必要がある。
- ・令和 3 年度の下水道接続率は、山之口地区が 78.8%、高城地区が 53.7%、山田地区が 69.2%、高崎地区が 66.7%となっており、県平均 91.0%に比べて低い状況にあるため、生活環境改善や水質保全の観点から下水道接続率を引き上げていく必要がある。
- ・令和 3 年度の農業集落排水施設の接続率は、山之口地区が 81.1%、高城地区が 53.7%、山田地区が 82.3%、高崎地区が 50.6%となっており、県平均 90.7%に比べて低い状況にあるため、生活環境改善や水質保全の観点から農業集落排水施設接続率を引き上げていく必要がある。
- ・下水処理施設及び農業集落排水施設は、着工から 20 年以上が経過し、機器の老朽化と施設の耐震化に対処する必要がある。

イ 環境衛生

- ・河川の水質汚濁の原因の一つである生活雑排水については、浄化槽設置整備事業費補助金を交付するなど、合併処理浄化槽設置の普及を図り、水質の浄化に取り組んでいる。
- ・市内には、一級河川の大淀川をはじめ横市川や萩原川、沖水川、丸谷川など 34 の支川が流れているが、河川の水質は一時的な水質悪化が発生している状況もあることから、水質悪化を抑制し、常時良好な水質を維持していく必要がある。
- ・水質悪化の要因として生活雑排水、事業場及び畜舎などからの排水が考えられることから、今後も引き続き、河川の水質改善対策への取組及び水質改善普及啓発等を促進していく必要がある。
- ・今後、環境監視員の協力や住民の理解を得ながら、一層の河川浄化対策に取り組む必要がある。
- ・水道資源・工業・農業用水等については、その多くを地下水に依存しているが、水量及び水質の面で地下水環境の悪化が懸念されるため、地下水保全に努める必要がある。
- ・ごみについては、可燃性ごみ・可燃性粗大ごみは都城市クリーンセンター、不燃性ごみ・不燃性粗大ごみ・資源ごみは都城市リサイクルプラザ、ブロック片や焼却灰等の埋め立ては都城市一般廃棄物最終処分場で処理している。
- ・山林等への廃棄物の不法投棄や屋外でのビニール等の焼却については、今後も住民啓発を徹底し、環境に対する市民の意識を高める必要がある。
- ・高崎最終処分場は、令和 2 年 6 月に埋立て終了したことから、施設の閉鎖対策を実施する必要がある。

ウ 消防・防災

- ・山之口地区は、非常備消防として1分団本部、5部の160名定数体制の消防団が構成されている。
- ・高城地区は、隣接する沖水地区に常備消防として都城市北消防署が設置されている。また、非常備消防として、1分団本部、8部の185名定数体制の消防団が構成されている。
- ・山田地区は、非常備消防として1分団本部、5部の150名定数体制の消防団が構成されている。
- ・高崎地区は、常備消防として都城市北消防署高崎分署が設置されている。また、非常備消防として1分団本部、7部の158名定数体制の消防団が構成されている。
- ・非常備消防は、消火活動に加え自然災害等の対応も増加する中で、地域の安心・安全の担い手として期待が高まる一方、団員の確保が厳しい状況である。
- ・消防水利の基準に対する充足率は、山之口地区で66.0%、高城地区で66.2%、山田地区で49.5%、高崎地区で57.2%と低い。また、消防自動車及び消防団詰所等の老朽化が進んでいる。
- ・都城市地域防災計画では、重要水防箇所として山之口地区で3区間、高城地区で11区間、山田地区で3区間、高崎地区で12区間が指定されている。
- ・また、急傾斜地崩壊危険箇所として山之口地区で102箇所、高城地区で155箇所、山田地区で171箇所、高崎地区で179箇所が指定されている。
- ・火災をはじめ、台風や地震、火山噴火等、大規模な災害発生が懸念される中、消防関連施設の整備を年次的に行うことにより施設の充実を図りながら、防災拠点、消防団員の確保・育成、住民の防災意識の高揚や自主防災組織の強化に取り組む必要がある。
- ・災害発生時又は災害が発生する恐れがある際の情報伝達網の整備や避難体制の強化を図っていく必要がある。

エ 公営住宅等

- ・市営住宅は、山之口地区に公営住宅322戸、高城地区に公営住宅438戸、市単独住宅9戸の合計447戸、山田地区に公営住宅273戸、高崎地区に公営住宅281戸、市単独住宅4戸、特定公共賃貸住宅8戸、合計293戸を整備している。
- ・これまで計画的な修繕に取り組んできたが、老朽化した住宅の建て替えが進んでいない。
- ・恵まれた自然の中に、都会にはないゆとりのある居住環境を整備することで、農村地域の魅力が高まり、若年層の転出抑制やUIJターンの促進につながる可能性がある。
- ・今後は、都市計画、住宅需要、ライフサイクルコスト等の観点から戦略的に整備を進める必要がある。

(2) その対策

ア 上下水道

- ・道路整備事業との調整を図りながら、計画的な老朽管の更新を進める。
- ・新水源の確保、水源の保全及び水質の向上に努め、良質で安全な水を安定して供給できる持続可能な水道システムを構築する。
- ・下水処理施設は、老朽化した管路及び設備の更新を計画的に行うとともに、耐震化等を推進し、適正で効率的な施設の維持管理を行う。
- ・快適な生活環境を確保し、豊かな水資源を保全するため、公共下水道及び農業集落排水施設の必要性を広く啓発する。

イ 環境衛生

- ・合併処理浄化槽設置の普及を図るとともに、河川浄化の啓発に努め、健全な河川環境を維持する。
- ・河川の水質調査として公共用水域水質調査を継続するとともに、水環境を保全するため水質改善対策及び水質改善普及啓発等に取り組む。
- ・地下水位・水質のモニタリング調査を継続するとともに、地下水保全に向けた雨水浸透施設・雨水貯留施設の啓発等に取り組む。
- ・住民一人ひとりが「自らのごみは責任をもって処理する」という自覚を持つよう、ごみ減量化の意識の高揚に取り組む。
- ・高崎最終処分場は、地元要望を踏まえながら、施設の閉鎖対策に取り組む。

ウ 消防・防災

- ・消防団員の確保、育成による消防体制の強化及び防災・消防関連施設を整備し、地域防災力の充実に努める。
- ・地域住民の防災意識の高揚や自主防災組織の強化を図る。
- ・災害時の対応において、住民への情報伝達や行政内の連絡体制を確保するため、防災行政無線等の整備を促進する。
- ・急傾斜地や河川沿い等、災害危険度の高い地域では、迅速な情報伝達手段の確保のため個別受信機を設置するなど重点的に防災体制の強化を図る。

エ 公営住宅等

- ・適正に維持管理しつつ、今後の住宅需要等を踏まえた戦略的な整備を進める。

(3) 計画

ア 山之口地区

事業計画（令和4年度～7年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 簡易水道	水源開発事業 浄水場等整備事業 配水管整備事業	市 市 市	
	(2) 下水処理施設 公共下水道	施設維持管理費（山之口浄化センター） 公共樹設置事業 管渠維持管理費	市 市 市	
	農業集落排水施設	施設維持管理費 公共樹設置事業 管渠維持管理費	市 市 市	
	その他	浄化槽設置整備事業	市	
	(3) 廃棄物処理施設 その他	正近ごみ一時集積場管理費	市	
	(5) 消防施設	防火基盤整備事業（防火水槽建設） 消防団車両整備事業 防火水槽修繕事業 消防団施設更新事業 防災行政無線整備事業	市 市 市 市 市	
	(6) 公営住宅	ストック総合改善事業 都城市公営住宅等長寿命化計画事業 公営住宅管理運営費	市 市 市	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 生活	公営住宅管理運営費	市	
	環境	ごみ収集運搬費	市	
	防災・防犯	消防団運営費 消防施設管理費 消火栓設置費 非常備消防充実費 交通安全啓発費 水門等操作委託費	市 市 市 市 市 市 市	
	(8) その他	環境監視事業 公害対策事業 防災行政無線費 防災関係事務費 災害備蓄物品整備 自主防災活動物品整備 地下水保全対策事業	市 市 市 市 市 市 市	

持続的発展施策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業 主体	備考
		県単急傾斜地崩壊対策事業 急傾斜地崩壊対策事業 河川維持費 緊急浚渫推進事業	市 県 市 市	

イ 高城地区

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	水源開発事業 浄水場等整備事業 配水管整備事業	市 市 市	
	簡易水道	水源開発事業 浄水場等整備事業 配水管整備事業	市 市 市	
	(2) 下水処理施設 公共下水道	施設維持管理費（高城浄化センター） 公共樹設置事業 管渠維持管理費	市 市 市	
	農業集落排水施設	施設維持管理費 公共樹設置事業 管渠維持管理費	市 市 市	
	その他	浄化槽設置整備事業	市	
	(5) 消防施設	防火基盤整備事業（防火水槽建設） 消防団車両整備事業 防火水槽修繕事業 消防団施設更新事業 防災行政無線整備事業	市 市 市 市 市	
	(6) 公営住宅	ストック総合改善事業 都城市公営住宅等長寿命化計画事業 公営住宅管理運営費	市 市 市	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 生 活	公営住宅管理運営費	市	
	環 境	ごみ収集運搬費	市	
	防災・防犯	消防団運営費 消防施設管理費 消火栓設置費 非常備消防充実費 交通安全啓発費 水門等操作委託費	市 市 市 市 市 市	

持続的発展施策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業 主体	備考
	(8) その他	高城最終処分場跡地管理費 環境監視事業 公害対策事業 防災行政無線費 防災関係事務費 災害備蓄物品整備 自主防災活動物品整備 地下水保全対策事業 県単急傾斜地崩壊対策事業 急傾斜地崩壊対策事業 河川維持費 緊急浚渫推進事業	市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市	

ウ 山田地区

事業計画（令和４年度～７年度）

持続的発展施策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	水源開発事業 浄水場等整備事業 配水管整備事業	市 市 市	
	簡易水道	水源開発事業 浄水場等整備事業 配水管整備事業	市 市 市	
	(2) 下水処理施設 公共下水道	施設維持管理費（山田浄化センター） 公共樹設置事業 管渠維持管理費	市 市 市	
	農業集落排水施設	施設維持管理費 公共樹設置事業 管渠維持管理費	市 市 市	
	その他	浄化槽設置整備事業	市	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	クリーンセンター管理費	市	
	(5) 消防施設	防火基盤整備事業（防火水槽建設） 消防団車両整備事業 防火水槽修繕事業 消防団施設更新事業	市 市 市 市	
	(6) 公営住宅	ストック総合改善事業 都城市公営住宅等長寿命化計画事業 公営住宅管理運営費	市 市 市	

持続的発展施策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業 主体	備考
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 生 活	公営住宅管理運営費	市	
	環 境	ごみ収集運搬費	市	
	防災・防犯	消防団運営費 消防施設管理費 消火栓設置費 非常備消防充実費 交通安全啓発費 水門等操作委託費	市 市 市 市 市 市	
	(8) その他	池之原最終処分場跡地管理費 環境監視事業 公害対策事業 防災行政無線費 防災関係事務費 災害備蓄物品整備 自主防災活動物品整備 地下水保全対策事業 県単急傾斜地崩壊対策事業 急傾斜地崩壊対策事業 河川維持費 緊急浚渫推進事業	市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市	

工 高崎地区

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	水源開発事業 浄水場等整備事業 配水管整備事業	市 市 市	
	(2) 下水処理施設 公共下水道	施設維持管理費（高崎浄化センター） 公共樹設置事業 管渠維持管理費	市 市 市	
	農業集落排水施設	施設維持管理費 公共樹設置事業 管渠維持管理費	市 市 市	
	その他	浄化槽設置整備事業	市	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	高崎最終処分場跡地整備事業 高崎最終処分場閉鎖対策事	市 市	
	その他	つま浄苑施設管理費	市	

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	(5) 消防施設	防火基盤整備事業（防火水槽建設） 消防団車両整備事業 防火水槽修繕事業 消防団施設更新事業	市 市 市 市	
	(6) 公営住宅	ストック総合改善事業 都城市公営住宅等長寿命化計画事業 公営住宅管理運営費	市 市 市	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 生活	公営住宅管理運営費	市	
	環境	ごみ収集運搬費	市	
	防災・防犯	消防団運営費 消防施設管理費 消火栓設置費 非常備消防充実費 交通安全啓発費 水門等操作委託費	市 市 市 市 市 市	
	(8) その他	環境監視事業 公害対策事業 防災行政無線費 防災関係事務費 原村危険物理立地管理費 災害備蓄物品整備 自主防災活動物品整備 地下水保全対策事業 県単急傾斜地崩壊対策事業 急傾斜地崩壊対策事業 河川維持費 緊急浚渫推進事業	市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市 市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

- ・上水道は、新水道ビジョン・耐震診断・アセットマネジメント等に基づき、計画的な補修等による管路・施設の延命化を図りながら事業費の抑制と平準化に努めるとともに、管路・施設の更新に当たっては、将来の水需要を考慮した効率的な整備を行う。
- ・下水道は、長寿命化計画に基づき、管渠については、予防保全型の長寿命化を行い、施設については、延命化と改築費用の平準化を行う。
- ・農業集落排水は、計画的に老朽管渠・施設内の機器の更新を行うとともに、下水道との連携を強化し、各地域の特性に合わせた計画的・効率的な管理を推進する。
- ・環境・衛生施設は、適切な維持管理に努め、必要に応じて計画的な修繕・改修を行う。
- ・消防施設は、適切な維持管理に努め、必要に応じて計画的な修繕・改修を行う。また、将来的な建て替えの際は、常備消防施設は人口等を踏まえて適正な面積について検討し、非常備消防施設は今後の組織体制の見直しを踏まえて統合や団員定数に応じた適正な面積にし、周辺施設との複合化・集約化の可能性を検討する。
- ・市営住宅は、効率的な整備・管理を推進するとともに、団地別・住棟別の適切な活用手法を選択し、予防保全的な観点から修繕や改善等の維持管理計画を定め、長寿命化によるライフサイクルコストの削減と事業量の平準化を進める。

7 子育て環境の確保、高齢者の保健・福祉の向上・増進

(1) 現況と問題点

ア 子育て環境の確保

- ・各地区の就学前児童数は減少傾向にあり、今後もこの傾向は続くことが予想される。教育・保育や子育て支援に関するニーズは増加・多様化しているため、そのような現況を踏まえた子育て環境の確保が重要である。

表 7-1 就学前児童数の推移 (単位：人)

地 区	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
山之口	279	269	266	262	254	242	228	210	218	226
高城	506	504	468	458	470	451	467	430	408	398
山田	317	304	289	302	286	276	257	255	261	230
高崎	340	346	337	326	347	325	308	278	261	224
合計	1,442	1,423	1,360	1,348	1,357	1,294	1,260	1,173	1,148	1,078

出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

山之口地区

- ・山之口地区の保育施設は、公立保育所が1施設、私立保育所が1施設あり、令和3年度の定員は150名であるが、令和4年3月1日現在の施設利用者は150名と100%の充足率となっている。（表7-2）
- ・山之口子育て支援センターは、令和4年度から一時預かり及び未就学児家庭訪問活動を実施するなど、子育て支援サービスを拡充している。
- ・児童厚生施設は、1箇所の児童遊園が配置されている。このほか、児童プール1施設があるが、どちらも、施設の老朽化が進んでいる。
- ・保護者の共働きや就労の多様化に伴い、一時保育や保育サービスの充実、児童の放課後の安全な居場所づくりが課題である。

表 7-2 保育所等の入所状況（山之口地区） (単位：人)

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計	定員
保育所	19	21	26	27	27	30	150	150
合 計	19	21	26	27	27	30	150	150

出典：都城市福祉部保育課（令和4年3月1日現在）

高城地区

- ・高城地区の保育施設は、令和3年度は公立保育所が2施設、私立認定こども園が3施設あり、定員は305名であるが、令和4年3月1日現在の施設利用者は294名と96.4%の充足率となっている（表7-3）。令和4年度現在、公立保育所1施設が公立認定こども園へ移行したこと等により定員は310名となっている。
- ・幼稚園は、令和3年度は公立運営が3施設あり、定員は100名であるが、令和4年3月1日現在の施設利用者は33名となっている。令和3年度末で1施設を廃止したため、令和4年度の定員は75名となっている。
- ・高城幼稚園は、施設の老朽化が激しく改修を年次的に行っている。
- ・児童厚生施設は、4箇所の児童館等が活動の拠点として配置されているが、施設の老朽化が進んでいる。その一方、令和4年度から高城児童館においてフォルケ高城第2児童クラブが開始されるなど、子育て支援サービスを拡充している。

- ・保護者の共働きや就労の多様化に伴い、一時保育や保育サービスの充実、児童の放課後の安全な居場所づくりが課題である。

表 7-3 保育所等の入所状況（高城地区）

（単位：人）

区 分	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計	定員
保育所	6	14	9	17	21	0	67	90
認定こども園	33	30	46	36	55	27	227	215
幼稚園	0	0	0	0	0	33	33	100
合 計	39	44	55	53	76	60	327	405

出典：都城市福祉部保育課（令和4年3月1日現在）

山田地区

- ・山田地区の保育施設は、公立保育所が1施設、私立認定こども園が2施設あり、令和3年度の定員は230名であるが、令和4年3月1日現在の施設利用者は212名と92.2%の充足率となっている（表7-4）。令和4年度は認定こども園1施設が定員を見直した結果、定員は220名となっている
- ・児童厚生施設は、2箇所の児童館等が活動の拠点として配置されているが、施設の老朽化が進んでいる。
- ・保護者の共働きや就労の多様化に伴い、一時保育や保育サービスの充実、児童の放課後の安全な居場所づくりが課題である。

表 7-4 保育所等の入所状況（山田地区）

（単位：人）

区 分	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計	定員
保育所	4	7	6	11	9	8	45	60
認定こども園	16	25	29	32	33	32	167	170
合 計	20	32	35	43	42	40	212	230

出典：都城市福祉部保育課（令和4年3月1日現在）

高崎地区

- ・高崎地区の保育施設は、私立保育所が3施設、私立認定こども園が2施設あり、令和3年度の定員は260名であるが、令和4年3月1日現在の施設利用者は、249名と95.8%の充足率となっている（表7-5）。
- ・保護者の共働きや就労の多様化に伴い、一時保育や保育サービスの充実、児童の放課後の安全な居場所づくりが課題である。

表 7-5 保育所等の入所状況（高崎地区）

（単位：人）

区 分	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計	定員
保育所	22	11	17	10	20	23	103	100
認定こども園	19	19	20	32	27	29	146	160
合 計	41	30	37	42	47	52	249	260

出典：都城市福祉部保育課（令和4年3月1日現在）

イ 高齢者等の保健及び福祉

- ・各地区の老年人口は、昭和 55 年から、令和 2 年には 2 倍以上に増加しており（表 7－6）、今後もこの傾向は続くことが予想される。
- ・山之口地区では、平成 5 年に建設した都城市山之口シルバーヤングふれあいの里を拠点施設として、広範で多岐にわたる福祉サービスを提供しているが、施設の老朽化により機能的な福祉サービスの提供に一部支障を来している。
- ・高城地区では、高城老人福祉館及び高城保健センターを拠点施設として、広範で多岐にわたる福祉サービスを提供しているが、両施設ともに建設後 30 年以上が経過し、老朽化が著しいため、施設の適正管理及びサービスレベルの維持が求められる。
- ・山田地区では、平成 3 年に開設した山田総合福祉センターを拠点施設として、民間の養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及びグループホームと連携しながら、広範で多岐にわたる福祉サービスを提供している。
- ・山田地区では、山田温泉交流センターに隣接する山田元気な高齢者健康増進センターが平成 13 年に開館し、現在は、市内全域の 65 歳以上の市民を対象に介護予防を目的に健康増進事業を行っている。
- ・高崎地区では、高崎介護予防ふれあい交流センター、高崎福祉保健センター及び高崎養護老人ホームたちばな荘を拠点施設として、広範で多岐にわたる福祉サービスを提供している。
- ・核家族化の進行、扶養意識の変化等により家庭での介護の質の低下や、介護人材不足が生じており、地域全体で高齢者への介護サービスの資質を向上する支援が必要である。
- ・高齢者の生きがいづくりや、介護予防サービス及び介護支援体制の充実等を図り、高齢者支援を一層推進する必要がある。

表 7-6 老年人口の推移

（単位：人）

地区	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
山之口	1,032	1,194	1,387	1,610	1,093	1,934	2,028	2,264	2,386
高城	1,621	1,933	2,299	2,793	3,236	3,423	3,490	3,617	3,840
山田	1,235	1,449	1,715	2,075	2,365	2,513	2,467	2,450	2,575
高崎	1,771	2,052	2,322	2,745	3,125	3,373	3,348	3,483	3,602

出典：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

ウ 母子福祉及び障がい者福祉

- ・母子家庭、父子家庭及び寡婦は、生活の中で直面する問題に一人で悩みがちで、経済的にも不安定な場合が多いため、地域と連携した相談体制の充実に努めるなど積極的な対応が必要である。
- ・障がい者が地域社会の中で安心して暮らし、様々な社会活動に自由に参加できるように、地域と一体となった自立支援等、総合的な施策を推進する必要がある。

表 7-7 障がい者（児）の状況

（単位：人）

	視覚障がい	聴覚障がい	言語障がい	肢体不自由	内部障がい	総 数
山之口	14	23	5	235	126	403
高 城	27	42	4	404	230	707
山 田	21	43	2	280	112	458
高 崎	45	47	5	435	174	706
合 計	107	155	16	1,354	642	2,274

出典：都城市福祉部福祉課（令和4年4月1日現在）

(2) その対策

ア 子育て環境の確保

- ・保護者の共働きや就労の多様化に応じた一時保育等多様な保育のサービスや放課後児童クラブ事業の充実を図り、児童の安全な居場所確保に努める。
- ・老朽化した施設は、計画的な改修や解体撤去等を行い、安心して安全な環境づくりを進める。

イ 高齢者等の保健及び福祉

- ・高齢者が、地域社会の一員として自覚と主体性を持ち、生産・文化・スポーツ・レクリエーション等の活動ができるよう、高齢者クラブ等の育成と環境整備に努める。
- ・高齢者の自主的活動及び健康増進を図るため、都城市敬老特別乗車券及び都城市健康増進施設利用助成券を交付する。
- ・都城市高城保健センター、都城市高崎福祉保健センターにおいて、保健師及び栄養士・食生活改善推進員等による健康づくりに関する知識の普及や特定健診後の特定保健指導に努める。
- ・山田元気な高齢者健康増進センターでは、高齢者の健康増進を図り、自立した生活の継続を可能にするとともに、要介護状態への進行を防止するため健康増進事業を行う。
- ・介護保険法に基づく地域支援事業の各種介護サービス及びその他の福祉サービスの充実を図り、地域包括支援センターと連携して地域ぐるみの福祉のまちづくりに努める。
- ・ボランティアグループ等の育成指導を進めるとともに、住民のボランティア活動への積極的な参加を促進する。
- ・老朽化した施設には、計画的な改修や解体撤去等を行い、福祉サービスの維持に必要な機能の確保を図る。

ウ 母子福祉及び障がい者福祉

- ・母子家庭、父子家庭及び寡婦が抱える様々な問題に対応できる相談窓口の充実を図る。
- ・障がい者が必要とする障がい福祉サービスや支援を提供することで、健常者と障がい者が共に手を取り合い、安心して暮らせる社会環境づくりに努める。

(3) 計画

ア 山之口地区

事業計画（令和4年度～7年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	1歳6ヶ月児健康診査事業 2歳6ヶ月児歯科健康診査事業 3歳児健康診査事業 育児等健康支援事業 母子保健訪問指導等事業	市 市 市 市 市	
	高齢者・障がい者福祉	ふれあいの里管理運営費 要介護認定調査等事務費	市 市	
	健康づくり	保健衛生総務管理費（成人）	市	

イ 高城地区

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	1歳6ヶ月児健康診査事業 2歳6ヶ月児歯科健康診査事業 3歳児健康診査事業 育児等健康支援事業 母子保健訪問指導等事業	市 市 市 市 市	
	高齢者・障がい者福祉	老人福祉館管理運営費 要介護認定調査等事務費	市 市	
	健康づくり	高城保健センター管理費 保健衛生総務管理費（成人）	市 市	

ウ 山田地区

事業計画（令和4年度～7年度）

持続的発展施策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業 主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	1歳6ヶ月児健康診査事業 2歳6ヶ月児歯科健康診査事業 3歳児健康診査事業 育児等健康支援事業 母子保健訪問指導等事業	市 市 市 市 市	
	高齢者・障がい者福祉	要介護認定調査等事務費 山田総合福祉センター管理運営費	市 市	
	健康づくり	健康の館管理費	市	

エ 高崎地区

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業 主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 児童福祉	1歳6ヶ月児健康診査事業 2歳6ヶ月児歯科健康診査事業 3歳児健康診査事業 育児等健康支援事業 母子保健訪問指導等事業	市 市 市 市 市	
	高齢者・障がい者福祉	要介護認定調査等事務費 高崎介護予防ふれあい交流センター管理費	市 市	
	健康づくり	高崎福祉保健センター管理運営費 保健衛生総務管理費（成人）	市 市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

- ・幼児教育・保育・児童厚生施設は、就学前の子どもの教育・保育施設や子育て家庭の支援の役割、地域住民ニーズへの対応、利用者数などの観点を総合的に勘案しながら、必要に応じて計画的な修繕・改修を行い、多様な人々が利用しやすい環境を提供するため、ユニバーサルデザイン化を進める。また、将来的な建て替えの際は、園児数、児童数等を踏まえて適正な面積にし、周辺施設との複合化・集約化、既存施設の活用の可能性を検討する。
- ・高齢者施設は、高齢者への福祉サービスの提供や養護施策の推進の状況、市民ニーズ、利用者数などの観点を総合的に勘案し、必要に応じて計画的な修繕・改修を行う。また、将来的な建て替えの際は、地域の人口等の状況を踏まえて適正な面積にし、周辺施設との複合化・多機能化、他施設での代替の可能性を検討する。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

- ・山之口地区には、有床診療所 2 及び歯科診療所 2 の医療機関があり、病床数は合計 38 床となっている。
- ・高城地区には、病院 1、有床診療所 1、無床診療所 2 及び歯科診療所 1 の医療機関があり、病床数は合計 88 床となっている。
- ・無医地区を解消するため、昭和 38 年から四家地域に診療所を設置しており、現在は、週に 1 日、へき地出張診療所として開設しているが、施設の老朽化や診療時間が限られ、病气やけが等の緊急時の対応が困難なこともあり、近年、利用者が減少している。
- ・山田地区には、有床診療所 1 及び無床診療所 1 の医療機関があり、病床数は 19 床となっている。
- ・高崎地区には、病院 1、有床診療所 2 及び歯科診療所 3 の医療機関があり、病床数は合計 79 床となっている。
- ・都城地域健康医療ゾーン整備基本構想・基本計画に基づき、高度医療を担う都城市郡医師会病院等が、平成 27 年 4 月に沖水地区の太郎坊町に移転新築されたため、本地域からのアクセスが飛躍的に向上し、緊急搬送時間が大幅に短縮された。
- ・都城北諸県医療圏で 2 次救急を中心的に担っている都城市郡医師会病院では、ドクターカーの運行により高城地区や高崎地区を含めた地域の救命率の向上に寄与している。また、病院や消防と 3 次救急医療機関である宮崎大学の連携によりドクターヘリが活用されており、広域搬送体制も構築されている。
- ・高崎地区では、都城市消防局北消防署高崎分署が平成 26 年 4 月に移転新築され、地区内の安心・安全な救急体制が整備されている。
- ・初期救急医療を担う都城夜間急病センターでは、小児科をはじめとする医師不足により厳しい医療提供体制にあり、大学医局や関係機関への働きかけにより、医師を確保する必要がある。
- ・緊急性を必要としない軽症患者が増加しているため、医療機関と連携して救急医療、休日診療における適正利用について啓発することが重要である。
- ・高城保健センター及び高崎福祉保健センターでは、地区住民の健康づくりのために、乳幼児健診をはじめ、各種相談・教室等を実施している。
- ・乳幼児及び成人の健康診査の受診率向上、また、健康相談・教育や保健指導及び食生活改善の充実を図り、住民の健康増進と疾病予防に積極的に取り組むことで、医療費の適正化に努める必要がある。

(2) その対策

- ・安心して医療が受けられるよう、施設及び地域医療体制の維持やオンライン診療等のデジタル技術活用の推進を図るとともに、かかりつけ医や診療時間内の受診などの適正受診の啓発に努める。
- ・乳幼児及び成人の健康診断・がん検診等の受診率の向上を図り、生活習慣病の予防に努め、健康寿命を延ばし、医療費の削減に努める。
- ・都城北諸県医療圏や曾於保健医療圏の行政や関係医療機関で構成する都城圏域救急医療広域連携連絡協議会において、救急医療を取り巻く課題解決に向けて取り組む。

(3) 計画

ア 高城地区

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 自治体病院	四家診療所費	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

- ・保健施設は、医療サービスの提供による市民の健康増進の役割、市民ニーズ、利用者数などの観点を総合的に勘案し、必要に応じて計画的な修繕・改修を行う。また、将来的な建て替えの際は、地域の人口等の状況を踏まえて適正な面積にし、周辺施設との複合化・多機能化、他施設での代替の可能性を検討する。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

山之口地区

- ・山之口地区の小中学校の児童・生徒数は、昭和 30 年頃をピークに減少を続け、人口減少や少子化等により今後も減少傾向が続くと予想される（表 9－1）。
- ・麓、上富吉地区の小学校は小規模校であり、児童の一人ひとりにきめ細かな教育を実施しているものの、集団教育機能の低下等が課題となっており、教育内容の改善充実を図る必要がある。
- ・現在、小学校 3 校のうち 2 校が複式学級編制となっており、一つの教室で異なる学年の児童に対し、同時に授業を行わなければならないため、各学校では児童の発達の段階を考慮した指導過程や学習形態の工夫等に取り組んでいる。
- ・山之口地区の学校給食センターは、地産地消を基本にしながら、栄養のバランスを考えた給食を児童・生徒に提供しているが、施設や備品を修繕、更新する必要がある。

表 9-1 年度別児童・生徒数、学級数の推移（山之口地区）

（単位：人、（ ）内は学級数）

区 分		H30	R1	R2	R3
小学校	山之口小学校	253 (12)	235 (12)	229 (11)	213 (10)
	麓小学校	37 (5)	33 (5)	35 (5)	37 (5)
	富吉小学校	72 (8)	63 (8)	58 (7)	57 (7)
	小計	362 (13)	331 (25)	322 (23)	307 (22)
中学校	山之口中学校	177 (8)	173 (8)	181 (8)	176 (8)
	小計	177 (8)	173 (8)	181 (8)	176 (8)
合計		539 (21)	504 (33)	503 (31)	483 (30)

出典：都城市教育委員会学校教育課

高城地区

- ・高城地区の小中学校の児童・生徒数は、昭和 30 年頃をピークに減少を続け、人口減少や少子化等により今後も減少傾向が続くと予想される（表 9－2）。
- ・四家地区では、児童・生徒数の減少により小中学校が閉校となり、有水地区では、有水小学校と有水中学校を小中一貫校とする動きが加速している。
- ・石山、有水地区の小中学校は小規模校であり、児童・生徒の一人ひとりにきめ細かな教育を実施しているものの、集団教育機能の低下等が課題となっており、教育内容の改善充実を図る必要がある。
- ・高城地区の学校給食センターは、地産地消を基本にしながら、栄養のバランスを考えた給食を児童・生徒に提供しているが、施設や備品を修繕、更新する必要がある。
- ・幼稚園は、令和 3 年度は公立運営が 3 施設あり、定員は 100 名であるが、令和 4 年 3 月 1 日現在の施設利用者は 33 名となっている。令和 3 年度末で 1 施設を廃止したため、令和 4 年度の定員は 75 名となっている。
- ・高城幼稚園は、施設及び設備の磨耗、老朽化が激しく改修、環境整備を年次的に行っている。

表 9-2 年度別児童・生徒数、学級数の推移（高城地区）

（単位：人、（ ）内は学級数）

区 分		H30	R1	R2	R3
小学校	高城小学校	389 (15)	378 (15)	385 (15)	373 (15)
	有水小学校	70 (6)	64 (7)	60 (7)	51 (7)
	石山小学校	87 (8)	90 (8)	92 (7)	87 (7)
	小計	546 (29)	532 (30)	537 (29)	511 (29)
中学校	高城中学校	217 (9)	220 (9)	221 (9)	225 (9)
	有水中学校	32 (3)	37 (3)	41 (3)	42 (4)
	小計	249 (12)	257 (12)	262 (12)	267 (13)
合計		847 (41)	844 (42)	835 (41)	778 (42)

出典：都城市教育委員会学校教育課

山田地区

- ・山田地区の小中学校の児童・生徒数は、昭和 30 年代半ばをピークに減少を続け、人口減少や少子化等により今後も減少傾向が続くと予想される（表 9-3）。
- ・現在、児童・生徒数はピーク時の 6 分の 1 近くになっており、児童・生徒数の減少は今後も続くものと予測されることや集団教育機能の低下等のおそれがあることから、今後、児童・生徒の一人ひとりに対するきめ細かな教育の実施や教育内容の改善充実を図る必要がある。
- ・山田地区の学校給食センターは、地産地消を基本にしながら、栄養のバランスを考えた給食を児童・生徒に提供しているが、施設や備品を修繕、更新する必要がある。

表 9-3 年度別児童・生徒数、学級数の推移（山田地区）

（単位：人、（ ）内は学級数）

区 分		H30	R1	R2	R3
小学校	山田小学校	116 (8)	111 (8)	104 (7)	108 (8)
	中霧島小学校	145 (8)	150 (8)	161 (8)	157 (8)
	木之川内小学校	86 (7)	79 (8)	72 (7)	60 (8)
	小計	347 (15)	340 (24)	337 (22)	325 (24)
中学校	山田中学校	179 (8)	167 (8)	166 (8)	174 (8)
	小計	179 (8)	167 (8)	166 (8)	174 (8)
合計		526 (23)	507 (32)	503 (30)	499 (32)

出典：都城市教育委員会学校教育課

高崎地区

- ・高崎地区の小中学校の児童・生徒数は、昭和 30 年頃をピークに激減し、人口減少や少子化等により今後も減少傾向が続くと予想される（表 9－4）。
- ・現在、小学校 5 校のうち 4 校が複式学級編制となっており、一つの教室で異なる学年の児童に対し、同時に授業を行わなければならないため、各学校では児童の発達の段階を考慮した指導過程や学習形態の工夫等に取り組んでいる。
- ・笛水小学校と笛水中学校は、都城市立小中学校適正配置方針に基づき、集団性確保のため平成 22 年度から小中一貫校として開校している。
- ・市内の他地区と比べて少子化の著しい高崎地区では、小規模校が多い現状から、児童・生徒の一人ひとりにきめ細かな教育はできるものの、集団教育機能の低下等が課題となっており、教育内容の改善充実を図る必要がある。
- ・高崎地区の学校給食センターは、地産地消を基本にしながら、栄養のバランスを考えた給食を児童・生徒に提供しているが、施設・備品を修繕・更新する必要がある。

表 9-4 年度別児童・生徒数、学級数の推移（高崎地区）

（単位：人、（ ）内は学級数）

区 分		H30		R1		R2		R3	
小学校	高崎小学校	262	(14)	250	(12)	252	(12)	247	(12)
	高崎麓小学校	23	(3)	23	(3)	25	(5)	21	(5)
	江平小学校	53	(6)	48	(5)	46	(5)	46	(5)
	縄瀬小学校	44	(6)	42	(5)	48	(5)	43	(5)
	笛水小学校	4	(1)	6	(2)	4	(2)	7	(2)
	小計	386	(30)	369	(27)	375	(29)	364	(29)
中学校	高崎中学校	184	(8)	179	(8)	186	(8)	184	(8)
	笛水中学校	8	(1)	3	(1)	9	(2)	7	(2)
	小計	192	(9)	182	(9)	195	(10)	191	(10)
合計		578	(39)	551	(36)	570	(39)	555	(39)

出典：都城市教育委員会学校教育課

イ 生涯学習・スポーツ

- ・生活様式の変化や価値観の多様化により、生きがいづくりや自己実現のために、生涯学習の果たす役割はますます重要となっている。
- ・生涯にわたって、いつでも、誰でも、何でも学習できるような生涯学習の機会提供や施設の充実、指導者と学習者をつなぐネットワークの確立を進める必要がある。
- ・社会教育関係団体は、会員数の減少や会員の高齢化により活動が低迷している例もみられるが、地域社会の活性化を図るために支援する必要がある。
- ・本市における「運動・スポーツを週 1 回以上行っている割合」は、50%を下回っており、運動・スポーツを実施していない層を掘り起こし、スポーツの習慣化を図る必要がある。
- ・高城生涯学習センターは、立地条件もよく市民の使用頻度の高い施設であるが、それに伴い施設、設備の磨耗、老朽化が激しいため計画的な改修をする必要がある。
- ・地域のスポーツ活動の拠点、特に高齢者の生涯スポーツ施設として公園及び運動広場が使用されているが、設備の不備が課題となっている。
- ・高城運動公園や高崎総合公園は、スポーツ合宿・キャンプ誘致の拠点施設として、プロスポーツや学生、社会人による合宿や各種大会等で利用されているが、施設の老朽化が課題となっている。
- ・山田運動公園等の社会体育施設は、市民の利用が主となっており、生涯スポーツの施設として大いに利用されているが、施設の老朽化が課題となっている。

- ・山之口地域交流センター図書室は、令和4年度の山之口地区公民館リニューアルに伴い、魅力ある図書室として運営するために、読み聞かせなどのイベントを企画・立案する必要がある。
- ・都城市立図書館の分館として設置した高城図書館は、利用者が少ないことから、利用者のニーズに対応し、幅広い利用者の増加を図る必要がある。
- ・山田総合センター図書室は、令和元年のリノベーションで施設は新しくなり、利用者数も少しずつ増えてきているが、古い蔵書の入替えなどにより蔵書を充実する必要がある。
- ・山之口地域交流センター図書室、山田総合センター図書室及びたちばな学び館は、都城市立図書館等と連携し、購入する図書の選定に利用者の意向を反映するなど魅力度の向上に努める必要がある。

(2) その対策

ア 学校教育

- ・学校規模が小さいことをプラスとして捉え、少人数指導により児童・生徒一人ひとりの教育効果を高める。
- ・地域内の小中学校を定期的に集め、コミュニケーション能力や社会性を培う「合同学習」を行い、小規模校の課題である集団教育機能を向上させ、児童・生徒の交流学习を推進する。
- ・学校運営協議会及びPTA活動の推進、地域の防災拠点及び学校行事への地域住民参加を通じて地域に開かれた学校づくりを推進する。
- ・教育内容の充実及び学力向上のため、デジタル技術の効果的な利活用及び学習環境の整備・充実を図る。
- ・学校給食については、年次的な施設整備を行い、地産地消の推進のため、地元の食材をできるだけ使用し、安心・安全なおいしい給食の提供に努める。また、栄養教諭等による児童・生徒への食育等を推進する。

イ 生涯学習・スポーツ

- ・地区公民館等の社会教育施設の充実を図るとともに、地域づくりやまちづくりを進め人材の育成に努める。また、学んだ成果が地域づくりに活用される方策を検討する。
- ・社会教育関係団体の活性化を支援すると共に、地域間交流や世代間交流を推進しながら、団体相互の連携強化を図る。
- ・総合型地域スポーツクラブの育成や地域スポーツの活性化をさせることで、運動・スポーツをしていない層を掘り起こし、スポーツの習慣化を図る。
- ・山之口地域交流センター図書室は、利用者のニーズにあった図書資料を収集して計画的に蔵書の充実を図り、レイアウトの工夫及びイベントを開催し、魅力ある図書室運営を目指す。
- ・高城図書館は、利用者を増やすためのPRに努め、利用者の幅広いニーズに応えられるよう、蔵書の充実を図る。
- ・山之口地域交流センター図書室、山田総合センター図書室及びたちばな学び館は、新たな図書管理システムの導入等による市民利用の利便性の向上や、団体貸出し等の利用促進、学校、保育施設等との連携強化により、幅広い利用者の増加を図る。
- ・社会教育施設、体育施設等は、施設の状況や市民ニーズを勘案し、計画的な改修を行うことで、施設機能の充実並びに利用者の利便性向上を図り、安心・安全な環境づくりを進める。

(3) 計画

ア 山之口地区

事業計画（令和4年度～7年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校 舎	公立学校施設整備事業 校舎長寿命化改修・校舎改築	市 市	
	屋内運動場	公立学校施設整備事業 校舎長寿命化改修・校舎改築	市 市	
	水泳プール	小・中学校プール改修事業	市	
	給食施設	山之口学校給食センター施設整備事業	市	
	(3) 集会施設、体育施設等 公民館	地区公民館費	市	
	体育施設	体育施設維持管理費	市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	義務教育	小学校教育振興費 中学校教育振興費	市 市	
	生涯学習・スポーツ	スポーツ団体運営費 体育施設維持管理費 青少年健全育成推進事業 成人式開催事業 高齢者教育事業 地区公民館費	市 市 市 市 市 市	
	その他	山之口学校給食センター管理運営費 図書充実費 放課後児童クラブ事業 女性教育推進事業	市 市 市 市	

イ 高城地区

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
８ 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校 舎	公立学校施設整備事業 校舎長寿命化改修・校舎改築	市 市	
	屋内運動場	公立学校施設整備事業 校舎長寿命化改修・校舎改築	市 市	
	水泳プール	小・中学校プール改修事業	市	
	給食施設	高城学校給食センター施設整備事業	市	
	(3) 集会施設、体育施設等 公民館	地区公民館費	市	
	体育施設	体育施設維持管理費	市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 幼児教育	幼稚園保健衛生費 幼稚園費 一般管理運営費（幼稚園） 一般管理運営費（幼稚園預かり保育）	市 市 市 市	
	義務教育	小学校教育振興費 中学校教育振興費	市 市	
	生涯学習・スポーツ	スポーツ団体運営費 高城生涯学習センター管理運営費 体育施設維持管理費 青少年健全育成推進事業 成人式開催事業 高齢者教育事業 地区公民館費 高城総合支所複合施設整備事業（図書館建設）	市 市 市 市 市 市 市 市	
	その他	高城学校給食センター管理運営費 図書充実費 放課後児童クラブ事業 女性教育推進事業	市 市 市 市	

ウ 山田地区

事業計画（令和4年度～7年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校 舎	公立学校施設整備事業 校舎長寿命化改修・校舎改築	市 市	
	屋内運動場	公立学校施設整備事業 校舎長寿命化改修・校舎改築	市 市	
	水泳プール	小・中学校プール改修事業	市	
	給食施設	山田学校給食センター施設整備事業	市	
	(3) 集会施設、体育施設等 公民館	地区公民館費	市	
	体育施設	体育施設維持管理費	市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	小学校教育振興費 中学校教育振興費	市 市	
	生涯学習・スポーツ	スポーツ団体運営費 体育施設維持管理費 青少年健全育成推進事業 高齢者教育事業 地区公民館費	市 市 市 市 市	
	その他	山田学校給食センター管理運営費 図書充実費 放課後児童クラブ事業 女性教育推進事業	市 市 市 市	

エ 高崎地区

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
８ 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校 舎	公立学校施設整備事業 校舎長寿命化改修・校舎改築	市 市	
	屋内運動場	公立学校施設整備事業 校舎長寿命化改修・校舎改築	市 市	
	水泳プール	小・中学校プール改修事業	市	
	給食施設	高崎学校給食センター施設整備事業	市	
	(3) 集会施設、体育施設等 公民館	地区公民館費	市	
	体育施設	体育施設維持管理費	市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	小学校教育振興費 中学校教育振興費	市 市	
	生涯学習・スポーツ	スポーツ団体運営費 体育施設維持管理費 青少年健全育成推進事業 高齢者教育事業 地区公民館費 たちばな学び館管理運営費	市 市 市 市 市 市	
	その他	高崎学校給食センター管理運営費 図書充実費 放課後児童クラブ事業 女性教育推進事業	市 市 市 市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

- ・学校施設は、老朽化が進んでいる施設も多く、安心・安全な教育環境の確保のため、施設及び各種設備の劣化の状況にあわせ、適宜、適切な施設改修を実施する。また、放課後児童クラブや集会施設等の他用途との複合化・多機能化の可能性についても検討する。
- ・給食施設は、安心・安全な学校給食を安定的に提供する役割、児童・生徒数の推移を総合的に勘案し、必要に応じて計画的な修繕・改修を行う。また、将来的な建て替えの際は、児童・生徒数等を踏まえて適正な面積にし、周辺施設との複合化・集約化の可能性についても検討する。
- ・体育・レクリエーション施設は、地域住民の健康や体力増進、住民同士の交流の場としての役割、防災機能の役割、市民ニーズ、利用者数などの観点を総合的に勘案し、必要に応じて計画的な修繕・改修を行う。また、将来的な建て替えの際は、利用者数等を踏まえて適正な面積にし、周辺施設との複合化・集約化の可能性を検討する。
- ・図書館施設は、生涯学習を担う施設としての役割、市民ニーズ、利用者数などの観点を総合的に勘案し、必要に応じて計画的な修繕・改修を行う。また、将来的な建て替えの際は、利用者数等を踏まえて適正な面積にし、周辺施設との複合化・多機能化の可能性を検討する。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

- ・人口減少や高齢化の進行により、生活機能の維持・存続が困難になる集落が出てくることが危惧される。
- ・日常生活に必要な店舗等の撤退、耕作放棄地や空き家の増加、雇用の縮小、集落における共同生活の継続困難など、様々な課題が顕在化していることから、必要な生活サービス機能を維持・確保し、地域における仕事や収入の基盤を維持する必要がある。
- ・地域の将来を見通し、地域課題を解決するための住民の自主的・主体的な活動を支援するとともに、その活動を推進する地域のリーダーとなる人材を育成する必要がある。
- ・地域おこし協力隊や中山間盛り上げ隊等の外部人材活用制度を活用することにより、地域の宝や魅力の再発見に努め、新たな視点に立った地域活性化を図る必要がある。
- ・分散している生活拠点をネットワークでつなぎ、生活に必要な医療、介護・福祉、買い物等の生活サービス機能を提供することにより、生活を支えるしくみへ転換していく必要がある。

(2) その対策

- ・ 集落機能の強化を図るため、協働のまちづくりの中核となるまちづくり協議会や自治公民館組織の育成・強化を図る。
- ・ 集落の活性化に当たって、住民が集落の現状と課題を地域全体の課題として捉えることが重要であるため、地域住民による地域課題を検証する機会を設ける。
- ・ 地域おこし協力隊等、外部人材の活用を図ることにより、地域の新たな担い手となってもらい、新たな視点での地域づくりに取り組む。
- ・ 人材育成に資するワークショップ等の開催を通じて、地域内の人材や組織の育成に取り組む。
- ・ 市内中心部を含め、分散する様々な規模の生活拠点を複合的・重層的なネットワークで形成することにより、互いに生活サービス機能を補完し、中山間地域等での生活を総合的に支える仕組みを構築する。
- ・ 公共施設等の機能の再編・集約化を進めるとともに、公共施設等の既存のストックを拠点施設として有効活用することや附属設備等を改修することで、中山間地域等の生活拠点の維持・活性化を図る。
- ・ 分散する生活拠点を結ぶ地域公共交通が持続的・安定的に運行されるよう、バスや鉄道、タクシー、デマンド交通等多様な移動手段を活用し、地域公共交通体系の最適化を図る。
- ・ 危険な空き家等の解消を推進し、生活環境の保全を図るとともに、空き家等を地域の資源としてとらえ、積極的な活用により、地域コミュニティの活性化を図る。

(3) 計画

ア 高崎地区

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 集落整備	多目的研修集会施設管理運営費	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

- ・地域コミュニティ施設は、行政サービスの効率的・効果的な提供、防災機能、市民ニーズ、利用者数などの観点を総合的に勘案しながら、必要に応じて計画的な修繕・改修を行う。また、将来的な建て替えの際は、地域の人口等の状況を踏まえて適正な面積にし、周辺施設との複合化・多機能化の可能性を検討する。さらに、地域で運営することにより、地域とより密接な連携が図れると考えられる場合は、地域活動を行う団体等への運営移管等、運営体制の見直しを検討する。
- ・庁舎施設は、行政サービスの効率的・効果的な提供、防災機能としての役割、市民ニーズ、利用者数等の観点を総合的に勘案しながら、必要に応じて計画的な修繕・改修を行う。

11 地域文化の振興

(1) 現況と問題点

ア 山之口地区

- ・山之口地区は、国の重要無形民俗文化財に指定されている山之口麓文弥節人形浄瑠璃をはじめ、県指定の山之口町古墳、島津寒天工場跡地など歴史的価値の高いもの、また地域的特色を示す貴重なものが残されている。
- ・現在 20 の民俗・郷土芸能保存会があり、国の重要無形民俗文化財指定の山之口麓文弥節人形浄瑠璃、県の無形民俗文化財指定の山之口弥五郎どん祭りと花木あげ馬等がある。
- ・各保存会ともに、伝承者の高齢化及び後継者不足に悩まされている。
- ・これらの貴重な伝統を後世に伝えていくためには、後継者の育成や用具の購入・修理のための財源措置、発表の機会の確保等、幅広い対策を講じる必要がある。
- ・山之口麓文弥都城市山之口人形浄瑠璃資料館は、山之口麓文弥節人形浄瑠璃の保存・伝承・公開の施設として平成 4 年 4 月に開館し、定期公演には、多くの観覧者が訪れる。
- ・弥五郎どん交流活性化センターは、食品加工室・資料展示室を備えた複合施設であり、平成 15 年度に、的野正八幡宮の表道沿いに建設された。
- ・今後は、市内外の小中学生や高校生等への P R を積極的に行うとともに、各施設の老朽化の整備を行うなど、集客の確保に努める必要がある。

イ 高城地区

- ・高城地区の文化財は、県指定の高城町古墳や観音瀬、国登録の有形文化財の旧後藤家商家交流資料館本館及び石塀をはじめ歴史的価値の高いものが数多く残されている。
- ・高城地区には現在 11 の民俗・郷土芸能保存会があり、そのうち穂満坊^{ほまんぼう}あげ馬は県の無形民俗文化財、有水鉦踊り^{かね}、石山花相撲^{さんがつとおか}、穂満坊三月十日踊り及び桜木あげ馬は市の無形民俗文化財に指定されている。
- ・各保存会は、自治公民館又は地域単位で保存伝承活動を行っているが、後継者不足に悩まされている。
- ・これらの貴重な伝統を後世に伝えていくためには、後継者の育成や用具の購入・修理のための財源措置、発表の機会の確保等、幅広い対策が求められる。
- ・都城市高城郷土資料館は、これまで多くの人が訪れ、高城の歴史に親しまれてきたが、近年は入場者が減少傾向にあることから、市内の小中学生や高校生等への P R を積極的に行うとともに、集客の確保に努める必要がある。また、施設の老朽化により設備改修をする必要がある。

ウ 山田地区

- ・山田地区の文化財は、県指定の「山田のイチョウ(天然記念物)」や市指定のしまうつりの碑などの建造物、山田神社の掛軸などの美術工芸品など歴史的価値の高い計 8 点が指定を受けた文化財となっている。
- ・山田地区には、現在 3 の民俗・郷土芸能保存会があり、自治公民館又は地域単位で保存伝承活動を行っているが、伝承者の高齢化及び後継者不足に悩まされているため、小学校と連携した伝承活動も始めている。
- ・これらの貴重な伝統を後世に伝えていくためには、後継者の育成や用具の維持のための財源措置、発表の機会の確保等、幅広い対策が必要となっている。

工 高崎地区

- ・高崎地区の文化財は、県指定の高崎町古墳や霧島ジオパーク関連施設である東霧島神社にある梵鐘^{ぼんしょう}をはじめ遠い歴史をしのばせる文化遺産が多く残されている。
- ・高崎地区には、現在 11 の民俗・郷土芸能保存会があり、自治公民館又は地域単位で保存・伝承活動を行っているが、後継者不足に悩まされている。
- ・これらの貴重な伝統を後世に伝えていくためには、後継者の育成や用具の購入・修理のための財源措置、発表の機会の確保等、幅広い対策が必要となっている。
- ・たちばな天文台は、天体観測等のためこれまで多くの人々が訪れてきたが、近年は入場者が減少傾向のため、市内の小中学生や高校生等へのPRを積極的に行うとともに、集客数の確保に努める必要がある。また、施設の老朽化により設備改修をする必要がある。

(2) その対策

- ・ 史跡等をはじめとする文化財の保存・活用を図る。
- ・ 文化祭や各種文化活動への住民の積極的な参加を推進する。
- ・ 民俗・郷土芸能保存会の後継者の育成や用具の購入・修理の支援に努めるとともに、都城市山之口麓文弥節人形浄瑠璃資料館、都城市高城郷土資料館や都城市高城生涯学習センター、山田総合センター、都城市高崎福祉保健センター等を舞台発表の拠点として、活発な活動が行えるよう努める。
- ・ たちばな天文台で、星空教室等の星に関するイベント等を開催するなど、天文台としての魅力を向上させる。
- ・ 毎年、11月3日に行われる「弥五郎どん祭り」での拠点施設の役割を果たしている弥五郎どんの館について、今後も地区内小学生が地区内にある民俗芸能や文化財等を学ぶ場として活用できるよう努めていく。
- ・ 都城市高城郷土資料館は、史跡、郷土文化の拠点として設備維持、改修しながら存続していく必要がある。

(3) 計画

ア 山之口地区

事業計画（令和4年度～7年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	弥五郎どんの館管理運営費	市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	あげ馬開催費補助金 ※地域の文化継承を目的として実施している もので、地域振興に資するものであり、当 該事業による施策の効果は将来に及ぶ。	市	
		山之口弥五郎どん祭り開催費補助金 ※地域の文化継承を目的として実施している もので、地域振興に資するものであり、当 該事業による施策の効果は将来に及ぶ。	市	
		弥五郎どんの館管理運営費 山之口麓文弥節人形浄瑠璃伝承補助金	市市	

イ 高城地区

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	高城郷土資料館管理運営費	市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	東目街道秋まつり開催費補助金 ※地域の文化継承を目的として実施している もので、地域振興に資するものであり、当 該事業による施策の効果は将来に及ぶ。	市	
		高城郷土資料館管理運営費	市	

ウ 山田地区

事業計画（令和4年度～7年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	かかし村まつり開催費補助金 ※交流人口の拡大を目的として実施している もので、地域活性化及び地域文化の振興に 資するものであり、当該事業による施策の 効果は将来に及ぶ。	市	

エ 高崎地区

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策 区 分	事 業 名 (施 設 名)	事 業 内 容	事業 主体	備考
10 地域文化の振興等	(1) 地域文化振興施設等地域 文化振興施設 (2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興	たちばな天文台リニューアル事業 夏まつり実行委員会補助金 ※交流人口の拡大を目的として実施している もので、地域活性化及び地域文化の振興に 資するものであり、当該事業による施策の 効果は将来に及ぶ。	市 市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

- ・社会教育・文化施設は、歴史文化振興、歴史文化遺産を保存・伝承・公開する施設としての役割、市民ニーズ、利用者数などの観点を総合的に勘案し、必要に応じて計画的な修繕・改修を行う。また、将来的な建て替えの際は、利用者数等を踏まえて適正な面積にし、周辺施設との複合化・多機能化の可能性を検討する。

12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

- ・平成 30 年 3 月に改訂した都城市環境基本計画における地球温暖化対策実行計画（区域施策編）では、「2022 年度における温室効果ガス排出量を平成 25 年度比 13.8%削減」の中期目標を掲げ、省エネルギー対策及び再生可能エネルギー対策の推進を図っている。
- ・国は令和 2 年 10 月に「2050 年に日本国内の温室効果ガス排出実質ゼロ」を宣言し、令和 3 年 4 月には 2030 年度の温室効果ガス削減目標を 2013 年度比 26%から 46%に引き上げたことから、本市でも対策を強化する必要がある。
- ・本市では、豊かな地域資源を活かした再生可能エネルギーの導入が進められており、民間企業による家畜排せつ物や焼酎かすを利用したバイオマス発電等のほか、都城市クリーンセンターにおける廃棄物発電等にも取り組んでいる。
- ・再生可能エネルギーは、乾質の鶏ふん燃焼発電が窒素負荷の低減と養鶏業の排せつ物処理の負担軽減に貢献している反面、畜ふんバイオガス化発電は、家畜排せつ物の移動に伴う防疫対策やメタン発酵時に生じる消化液の処理等の課題により普及が進んでいない。
- ・木質バイオマス発電は、急激な木材需要の増加による原料不足や森林資源の持続性が課題となっている。
- ・太陽光発電についても、景観や雨水及び土砂の流出等について考慮する必要がある。
- ・本市における再生可能エネルギー発電設備の導入については、本市を取り巻く農林業及び再生可能エネルギーの現状や課題を踏まえ、バイオマス資源の持続的かつ発展可能な循環利活用と地域で確立された経済及び環境の好循環が維持されるように取り組む必要がある。
- ・山田地区には、昭和 31 年に操業開始した水路式水力発電所である駒発電所があり、発電した電力は、再生可能エネルギー固定価格買取制度(FIT)に基づき、九州電力株式会社に売電しているが、建設後 65 年以上経過し、老朽化が進んでいる。

(2) その対策

- ・再生可能エネルギー発電設備が大気や水質等の自然環境に影響を及ぼさないよう自然改変を最小限に留めるとともに、設備整備者に対し、必要に応じて地域の合意形成を図り、特に配慮を要する事項が発生した場合には適切な対策を講ずることを要請する。
- ・クールビズやウォームビズに取り組むとともに、省エネルギー機器や低燃費自動車の導入等、更なる省エネルギー対策に努める。
- ・住宅・建築物の省エネルギー化・長寿命化や再生可能エネルギーに関する情報提供を行い、普及促進に取り組む。
- ・公共施設における再生可能エネルギーの率先導入に努める。
- ・木質バイオマス発電は、原料確保のために間伐材等の積極的利用を進める。
- ・家畜排せつ物の活用によるバイオマス発電の推進に努める。
- ・山田地区の駒発電所は、定期的なメンテナンスと随時必要な修繕を行い、今後も再生可能エネルギー発電設備としての役割を担っていく。

(3) 計画

ア 山之口地区

事業計画（令和4年度～7年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	カーボンニュートラル推進事業	市	

イ 高城地区

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	カーボンニュートラル推進事業	市	

ウ 山田地区

事業計画（令和4年度～7年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	カーボンニュートラル推進事業	市	

エ 高崎地区

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展施策 区 分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	カーボンニュートラル推進事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

- ・焼却、再資源化施設等は、市民の生活基盤の役割を担っており、適切に管理するため、必要に応じて計画的な修繕・改修を行う。また、将来的な建て替えの際は、人口等の状況を踏まえて適正な面積について検討する。

13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

- ・本地域では、昭和 30～40 年代から人口が減少傾向にあり、若年層を中心とした人口の減少や少子化と高齢化が急速に進行したため、地域の活力の減退が進んでいる。
- ・このような事態に対処するため、道路網や各種公共施設の整備、企業の誘致等を実施したことにより、人口減少も一時鈍化したかのように見られたが、依然として減少傾向が続いているのが現状である。
- ・地域社会の変化、高齢化社会の進展、住民意識の多様化等により、地域住民の連帯意識の希薄化が進み、後継者づくりや地域リーダーの不足等により地域の持続的発展を促すまでに至っていない。

(2) その対策

- ・山之口地区の豊かな自然、素晴らしい景観、豊かな生産を生む大地、数々の伝統と歴史、文化等を活かしながら、住民一人ひとりの創意と工夫を活かした地域づくりを推進する。
- ・高城地区の豊かな自然、素晴らしい景観、豊かな生産を生む大地、数々の伝統と歴史、文化等を活かしながら、住民一人ひとりの創意と工夫を活かしたまちづくり、地域づくりを推進する。
- ・山田地区の豊かな自然や景観、伝統と歴史、文化等を活かしながらの暮らしなど、昔ながらの農村の原風景とそこに暮らす人々を大切にしながら、一人ひとりの創意と工夫を活かしたまちづくり、地域づくりを推進する。
- ・高崎地区の地域特性である日本一の星空も含めた豊かな自然、素晴らしい景観、豊かな生産を生む大地、数々の伝統と歴史、文化等を活かしながら、住民一人ひとりの創意と工夫を活かしたまちづくりを推進する。
- ・将来を担う子どもや後継者に広い見識と国際感覚を身につけてもらうとともに、国際交流の観点から身近な外国人との交流や海外派遣等の機会を増やし、人づくりを積極的に推進する。
- ・まちづくり協議会が中心となり、都市との連携・交流を図り、関係人口の創出を推進する。また、中山間盛り上げ隊等を活用し、地域リーダーの育成や活動支援を行い、地域づくりを推進する。

(3) 計画

ア 山之口地区

事業計画（令和４年度～７年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
12 その他地域の持 続的発展に関し 必要な事項	(2) 過疎地域持続的発 展特別事業	地域活性化事業	市	

イ 高城地区

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
12 その他地域の持 続的発展に関し 必要な事項	(2) 過疎地域持続的発 展特別事業	地域活性化事業 地域振興事業（高城地区振興活動費補助金）	市 市	

ウ 山田地区

事業計画（令和４年度～７年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
12 その他地域の持 続的発展に関し 必要な事項	(2) 過疎地域持続的発 展特別事業	地域活性化事業	市	

エ 高崎地区

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展施策 区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
12 その他地域の持 続的発展に関し 必要な事項	(2) 過疎地域持続的発 展特別事業	地域活性化事業 高崎総合支所費	市 市	

事業計画 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

ア 山之口地区分(令和4～7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の 促進、人材育成	移住・定住	移住・定住推進事業	市	
2 産業の振興	第1次産業	土地改良適正化事業補助金	市	
		畜産経営改善奨励事業	市	
		畜産振興対策関係事務費	市	
		多面的機能支払交付金	市	
		再造林推進事業	市	
		広葉樹等植栽事業	市	
		鳥獣保護区等周辺被害防止事業	市	
	商工業・ 6次産業化	商工業振興費（商店街活性化支援事業費補助金）	市	
		商工会広域連携事業	市	
		コミュニティビジネス支援事業	市	
		小規模経営改善普及事業	市	
		道の駅山之口管理運営費	市	
	観 光	観光諸費（青井岳の森ふれあい交流事業費補助金）	市	
		あじさい公園維持管理費	市	
		桝安森林公園維持管理費	市	
		人形の館管理費	市	
		弥五郎どんの館管理費	市	
		公園維持管理費	市	
		温泉施設等管理運営事業	市	
		山之口弥五郎どん祭り開催費補助金	市	
		山之口どんどん祭り開催費補助金	市	
3 地域における情報化	デジタル技術 活用	デジタル化推進事業	市	
4 交通施設の整備、交通 手段の確保	公共交通	地域交通路線維持費	市	
		バス運行対策費	市	
5 生活環境の整備	生 活	公営住宅管理運営費	市	
	環 境	ごみ収集運搬費	市	
	防災・防犯	消防団運営費	市	
		消防施設管理費	市	
		消火栓設置費	市	
		非常備消防充実費	市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の確保、高 齢者等の保健及び福祉の 向上及び増進		交通安全啓発費	市	
		水門等操作委託費	市	
	児童福祉	1歳6ヶ月児健康診査事業	市	
		2歳6ヶ月児歯科健康診査事業	市	
		3歳児健康診査事業	市	
		育児等健康支援事業	市	
		母子保健訪問指導等事業	市	
	高齢者・障が い者福祉	ふれあいの館管理運営費	市	
		要介護認定調査等事務費	市	
	健康づくり	保健衛生総務管理費（成人）	市	
8 教育の振興	義務教育	小学校教育振興費	市	
		中学校教育振興費	市	
	生涯学習・ス ポーツ	スポーツ団体運営費	市	
		体育施設維持管理費	市	
		青少年健全育成推進事業	市	
		成人式開催事業	市	
		高齢者教育事業	市	
		地区公民館費	市	
	その他	山之口学校給食センター管理運営費	市	
		図書充実費	市	
		放課後児童クラブ事業	市	
		女性教育推進事業	市	
10 地域文化の振興等	地域文化振興	あげ馬開催費補助金	市	
		山之口弥五郎どんまつり開催費補助金	市	
		弥五郎どんの館管理運営費	市	
		山之口麓文弥節人形浄瑠璃伝承補助金	市	
11 再生可能エネルギーの 利用の推進	再生可能エネ ルギー利用	カーボンニュートラル推進事業	市	
12 その他地域の持続的発 展に関し必要な事項		地域活性化事業	市	

イ 高城地区分(令和3～7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の 促進、人材育成	移住・定住	移住・定住推進事業	市	
2 産業の振興	第1次産業	土地改良適正化事業補助金	市	
		畜産経営改善奨励事業	市	
		畜産振興対策関係事務費	市	
		多面的機能支払交付金	市	
		再造林推進事業	市	
		広葉樹等植栽事業	市	
		鳥獣保護区等周辺被害防止事業	市	
	商工業・ 6次産業化	商工業振興費（商店街活性化支援事業費補助金）	市	
		商工会広域連携事業	市	
		コミュニティビジネス支援事業	市	
		小規模経営改善普及事業	市	
		高城商工施設維持管理事業	市	
	観 光	観光諸費（高城観光協会補助金）	市	
		観音池公園管理運営費	市	
		公園維持管理費	市	
		温泉施設等管理運営事業	市	
		農村婦人の家管理費	市	
		高城観音池まつり開催費補助金	市	
		さくらフェスタ高城開催費補助金	市	
3 地域における情報化	デジタル技術 活用	デジタル化推進事業	市	
4 交通施設の整備、交通 手段の確保	公共交通	地域交通路線維持費	市	
		バス運行対策費	市	
5 生活環境の整備	生 活	公営住宅管理運営費	市	
	環 境	ごみ収集運搬費	市	
	防災・防犯	消防団運営費	市	
		消防施設管理費	市	
		消火栓設置費	市	
		非常備消防充実費	市	
		交通安全啓発費	市	
		水門等操作委託費	市	
6 子育て環境の確保、高 齢者等の保健及び福祉の 向上及び増進	児童福祉	1歳6ヶ月児健康診査事業	市	
		2歳6ヶ月児歯科健康診査事業	市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		3歳児健康診査事業	市	
		育児等健康支援事業	市	
		母子保健訪問指導等事業	市	
	高齢者・障がい者福祉	老人福祉館管理運営費	市	
		要介護認定調査等事務費	市	
	健康づくり	高城保健センター管理費	市	
		保健衛生総務管理費（成人）	市	
7 医療の確保	自治体病院	四家診療所費	市	
8 教育の振興	幼児教育	幼稚園保健衛生費	市	
		幼稚園費	市	
		一般管理運営費（幼稚園）	市	
		一般管理運営費（幼稚園預かり保育）	市	
	義務教育	小学校教育振興費	市	
		中学校教育振興費	市	
	生涯学習・スポーツ	スポーツ団体運営費	市	
		高城生涯学習センター管理運営費	市	
		体育施設維持管理費	市	
		青少年健全育成推進事業	市	
		成人式開催事業	市	
		高齢者教育事業	市	
		地区公民館費	市	
	その他	高城学校給食センター管理運営費	市	
		図書充実費	市	
		放課後児童クラブ事業	市	
		女性教育推進事業	市	
10 地域文化の振興等	地域文化振興	東目街道秋まつり開催費補助金	市	
		高城郷土資料館管理運営費	市	
11 再生可能エネルギーの利用の推進	再生可能エネルギー利用	カーボンニュートラル推進事業	市	
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		地域活性化事業	市	
		地域振興事業（高城地区振興活動費補助金）	市	

ウ 山田地区分(令和4～7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の 促進、人材育成	移住・定住	移住・定住推進事業	市	
2 産業の振興	第1次産業	土地改良適正化事業補助金	市	
		畜産経営改善奨励事業	市	
		畜産振興対策関係事務費	市	
		多面的機能支払交付金	市	
		再造林推進事業	市	
		広葉樹等植栽事業	市	
		鳥獣保護区等周辺被害防止事業	市	
	商工業・ 6次産業化	商工業振興費	市	
		経営改善普及事業	市	
		商工会広域連携事業	市	
		コミュニティビジネス支援事業	市	
	観 光	公園維持管理費	市	
		温泉施設等管理運営事業	市	
		農村婦人の家管理費	市	
3 地域における情報化	デジタル技術 活用	デジタル化推進事業	市	
4 交通施設の整備、交通 手段の確保	公共交通	地域交通路線維持費	市	
		バス運行対策費	市	
5 生活環境の整備	生 活	公営住宅管理運営費	市	
	環 境	ごみ収集運搬費	市	
	防災・防犯	消防団運営費	市	
		消防施設管理費	市	
		消火栓設置費	市	
		非常備消防充実費	市	
		交通安全啓発費	市	
		水門等操作委託費	市	
6 子育て環境の確保、高 齢者等の保健及び福祉の 向上及び増進	児童福祉	1歳6ヶ月児健康診査事業	市	
		2歳6ヶ月児歯科健康診査事業	市	
		3歳児健康診査事業	市	
		育児等健康支援事業	市	
		母子保健訪問指導等事業	市	
	高齢者・障が い者福祉	要介護認定調査等事務費	市	
		山田総合福祉センター管理運営費	市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	健康づくり	健康の館管理費	市	
8 教育の振興	義務教育	小学校教育振興費	市	
		中学校教育振興費	市	
	生涯学習・スポーツ	スポーツ団体運営費	市	
		体育施設維持管理費	市	
		青少年健全育成推進事業	市	
		高齢者教育事業	市	
		地区公民館費	市	
	その他	山田学校給食センター管理運営費	市	
		図書充実費	市	
		放課後児童クラブ事業	市	
		女性教育推進事業	市	
10 地域文化の振興等	地域文化振興	かかし村まつり開催費補助金	市	
11 再生可能エネルギーの 利用の推進	再生可能エネ ルギー利用	カーボンニュートラル推進事業	市	
12 その他地域の持続的発 展に関し必要な事項		地域活性化事業	市	

工 高崎地区(令和3～7年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間交流 の促進、人材育成	移住・定住	移住・定住推進事業	市	
	地域間交流	中山間地域対策モデル事業	市	
2 産業の振興	第1次産業	土地改良適正化事業補助金	市	
		畜産経営改善奨励事業	市	
		畜産振興対策関係事務費	市	
		多面的機能支払交付金	市	
		再造林推進事業	市	
		広葉樹等植栽事業	市	
		鳥獣保護区等周辺被害防止事業	市	
	商工業・ 6次産業化	商工業振興費	市	
		経営改善普及事業	市	
		商工会広域連携事業	市	
		コミュニティビジネス支援事業	市	
		高崎農産加工センター管理費	市	
		高崎秋まつり開催費補助金	市	
	観 光	公園維持管理費	市	
		温泉施設等管理運営事業	市	
	その他	どろんこバレー実行委員会補助金	市	
3 地域における情報化	デジタル技術 活用	デジタル化推進事業	市	
4 交通施設の整備、交通手 段の確保	公共交通	地域交通路線維持費	市	
		バス運行対策費	市	
5 生活環境の整備	生 活	公営住宅管理運営費	市	
	環 境	ごみ収集運搬費	市	
	防災・防犯	消防団運営費	市	
		消防施設管理費	市	
		消火栓設置費	市	
		非常備消防充実費	市	
		交通安全啓発費	市	
		水門等操作委託費	市	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	児童福祉	1歳6ヶ月児健康診査事業	市	
		2歳6ヶ月児歯科健康診査事業	市	
		3歳児健康診査事業	市	
		育児等健康支援事業	市	
		母子保健訪問指導等事業	市	
	高齢者・障がい者福祉	要介護認定調査等事務費	市	
		高崎介護予防ふれあい交流センター管理費	市	
	健康づくり	高崎福祉保健センター管理運営費	市	
		保健衛生総務管理費（成人）	市	
8 教育の振興	義務教育	小学校教育振興費	市	
		中学校教育振興費	市	
	生涯学習・スポーツ	スポーツ団体運営費	市	
		体育施設維持管理費	市	
		青少年健全育成推進事業	市	
		高齢者教育事業	市	
		地区公民館費	市	
		たちばな学び館管理運営費	市	
	その他	高崎学校給食センター管理運営費	市	
		図書充実費	市	
		放課後児童クラブ事業	市	
		女性教育推進事業	市	
9 集落の整備	集落整備	多目的研修集会施設管理運営費	市	
10 地域文化の振興等	地域文化振興	夏まつり実行委員会補助金	市	
11 再生可能エネルギーの利用の推進	再生可能エネルギー利用	カーボンニュートラル推進事業	市	
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		地域活性化事業	市	
		高崎総合支所費	市	

上記事業については、地域の持続的発展に資するものであり、当該施策の効果は将来に及ぶものである。